資料 1

建設常任委員会資料令和4年11月18日

## 令和4年12月定例県議会提出予定議案

### 土 木 部

〈問い合わせ先〉

土木部総務課長 福井 昌樹

直通:078-362-3496

内線:4310

E-mail: doboku\_soumu@pref.hyogo.lg.jp

# 事件決議

# 1 阪神高速道路株式会社が行う兵庫県道高速大阪池田線等の事業の変更 についての同意

阪神高速道路において、障害者割引の要件緩和等を行うにあたり、阪神高速道路株式会社から事業変更の同意申請があったことについて同意しようとする。

#### 1 事業変更の概要

阪神高速道路株式会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条の規定により国土 交通大臣の許可を受けた事項のうち、料金の額及びその徴収期間を次のとおり変更する。

#### (1) 障害者割引の要件緩和等

障害者本人が運転又は重度障害者が同乗する、登録自動車以外の自動車(代車、レンタカー、タクシー等)を障害者割引の対象とするため、次のとおり変更する。

項目	現行	変 更 後
割引を適用する自動車	事前登録した 自動車のみ	事前登録した自動車に加え、会社が別に定める自動車 <sup>*1</sup>
		※1 「有料道路における障害者割引措置実施要領(以下、要領)」において、障害者自らが運転または重度の障害者が同乗する事前登録した自動車以外の自動車に割引を適用することを規定
事前登録した自動車以外 の自動車がETC無線通行 する場合の通行方法	_	会社が別に定める方法**2  **2 要領において、料金所で料金所係員に手帳を呈示し、障害者手帳の記載事項等の確認を受けたうえで通行することを規定(ETCレーンを通行した場合やETC限定で通行できるスマートインターチェンジを使用した場合は割引対象外となる)

#### (2) 実施期日

阪神高速道路株式会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。

### 2 兵庫県道路公社が行う播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路(2期) の事業の変更についての同意

播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路(2期)において、障害者割引の要件緩和等を行うにあたり、兵庫県道路公社から事業変更の同意申請があったことについて同意しようとする。

#### 1 事業変更の概要

兵庫県道路公社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第11条第4項の規定により国 土交通大臣の許可を受けた事項のうち、料金の額を次のとおり変更する。

#### (1) 障害者割引の要件緩和等

障害者本人が運転又は重度障害者が同乗する、登録自動車以外の自動車(代車、レンタカー、タクシー等)を障害者割引の対象とするため、次のとおり変更する。

項目	現行	変更後
割引を適用する自動車	事前登録した自動車のみ	事前登録した自動車に加え、兵庫県道路公社が別に定める自動車 <sup>※1</sup> ※1 「有料道路における障害者割引措置実施要領(以下、要領)」において、障害者自らが運転または重度の障害者が同乗する事前登録した自動車以外の自動車に割引を適用することを規定
事前登録した自動車以外 の自動車がETC無線通行 する場合の通行方法	_	兵庫県道路公社が別に定める方法**2  ※2 要領において、料金所で料金所係員に手帳を呈示し、障害者手帳の記載事項等の確認を受けたうえで通行することを規定(ETCレーンを通行した場合やETC限定で通行できるスマートインターチェンジを使用した場合は割引対象外となる)

#### (2) 実施期日

兵庫県道路公社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。

### 3 兵庫県道路公社が行う遠阪トンネル有料道路の事業の変更について の同意

遠阪トンネル有料道路において、障害者割引の要件緩和等を行うにあたり、兵庫県道路公社から 事業変更の同意申請があったことについて同意しようとする。

#### 1 事業変更の概要

兵庫県道路公社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第10条第4項の規定により国 土交通大臣の許可を受けた事項のうち、料金の額を次のとおり変更する。

#### (1) 障害者割引の要件緩和等

障害者本人が運転又は重度障害者が同乗する、登録自動車以外の自動車(代車、レンタカー、タクシー等)を障害者割引の対象とするため、次のとおり変更する。

項目	現行	変更後
割引を適用する自動車	事前登録した	事前登録した自動車に加え、兵庫県道路公
	自動車のみ	社が別に定める自動車*1
		※1 「有料道路における障害者割引措置実施要領(以下、要領)」において、障害者自らが運転または重度の障害者が同乗する事前登録した自動車以外の自動車に割引を適用することを規定
事前登録した自動車以外 の自動車がETC無線通行 する場合の通行方法	_	兵庫県道路公社が別に定める方法**2  ※2 要領において、料金所で料金所係員に手帳を呈示し、障害者手帳の記載事項等の確認を受けたうえで通行することを規定(ETCレーンを通行した場合やETC限定で通行できるスマートインターチェンジを使用した場合は割引対象外となる)

#### (2) 実施期日

兵庫県道路公社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。

## 4 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第4高架橋上部工事請負 契約の変更

第358回兵庫県議会において議決のあった第71号議案の主要地方道加古川小野線東播磨道北工区禁佐第4高架橋上部工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

#### 1 工事名

主要地方道加古州小野線東播磨道北工区宗佐第4高架橋上部工事

#### 2 契約金額の変更

既に議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増額
537, 790, 000円	542, 449, 600円	4,659,600円

#### 3 契約の相手方

神戸市中央区海岸通3番 前首建設株式会社神戸営業所 所長 竹之熊 邦志

#### 4 施工場所

加古川市八幡町宗佐

#### 5 変更の理由

「令和4年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について」の運用に基づき、 契約金額を増額する。

## 5 <u>主要地方道豊岡竹野線城崎大橋橋梁下部工工事請負契約の変更</u>

第358回兵庫県議会において議決のあった第72号議案の主要地方道豊岡竹野線城崎大橋橋梁下部工工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

#### 1 工事名

主要地方道豊岡竹野線城崎大橋橋梁下部工工事

#### 2 契約金額の変更

既に議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増額
1, 325, 500, 000円	1, 342, 309, 100円	16, 809, 100円

#### 3 契約の相手方

豊岡市寿町11番35号

川嶋・中川特別共同企業体

(代表者)

株式会社川嶋建設

代表取締役社長 川嶋 実

(構成員)

株式会社中川工務店

代表取締役 中川 和久

#### 4 施工場所

豊岡市城崎町楽々浦

#### 5 変更の理由

「令和4年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について」の運用に基づき、 契約金額を増額する。

### 6 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第5、第6、第7高架橋

#### 上部工事請負契約の締結

主要地方道加古州小野線東播磨道北工区崇佐第5、第6、第7高架橋上部工事に係る請負契約を 次のとおり締結しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第5、第6、第7高架橋上部工事

2 契約金額

1,479,500,000円

3 契約の相手方

神戸市中央区小野柄通三丁目2番22号

三井住友・オカモト特別共同企業体

(代表者)

キョルすみともけんせつ 三井住友建設株式会社神戸営業所

所長 青木 良道

(構成員)

株式会社オカモト・コンストラクション・システム

代表取締役 岡本 征夫

- 4 工事の概要
  - (1) 施工場所 加古川市八幡町宗佐
  - (2) 工事内容

コンクリート橋

橋長 L=404.25m 福員 W=7.0(12.00)m

(3) 工期

令和6年10月31日限り

- 5 入札の状況
  - (1) 入札方式

公募型一般競争入札 (総合評価落札方式)

※価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

4者

(3) 最低入札金額

1,479,500,000円

(4) 最高入札金額

1,617,000,000円

令和4年11月18日 建設常任委員会資料

### 道路管理瑕疵事故にかかる和解及び損害賠償の額を定めることの 委任専決処分について

#### 1 委任専決事項

道路管理瑕疵事故の損害賠償について和解し、その額を定めること。

#### 2 委任専決月日

令和4年11月17日(木)

#### 3 損害賠償額

1,800,698 円

#### 4 事故の概要

- (1) 発生日時 令和3年11月22日(月)12時55分頃
- (2) 発生場所 美方郡新温泉町居組地内 国道 178 号
- (3) 相手方(年齢等は当時のもの)66歳 男性(運転者)30歳 女性(同乗者)
- (4) 発生状況

自動車走行中、進行方向左手の山斜面から直径1m程度の落石があり、路上で跳ねた後、車両側面に直撃し、同乗者1名が受傷及び車両を損傷した。

令和4年11月18日 建設常任委員会資料

公募型一般競争入札による工事請負契約締結結果(契約予定金額2.5億円以上5億円未満) (令和4年9月~令和4年10月契約締結分)

#### 1 工事名 (二) 武庫川水系武庫川 多重無線設備更新工事

1	上事名 (一)	水糸 此
1	予定価格	3 1 4, 0 5 0, 0 0 0 円 (税込)
2	最低制限価格	282, 923, 580円 (税込)
3	契約金額(落札率)	310,200,000円(税込)(98.8%)
4	契約の相手方	
		神戸市中央区海岸通五番地 日本無線株式会社 兵庫営業所 所長 鎌田 明
5	契約締結日	令和4年9月1日
6	工事の概要	(1)施工場所 西宮市櫨塚町外 (2)工事内容 多重無線設備設置工 1.0式 有線通信設備設置工 1.0式 (3)工期 令和4年9月1日~令和5年3月25日
7	入札の状況	(1) 入札参加者数 1者 (2) 最低入札金額 310,200,000円(税込) (3) 最高入札金額 310,200,000円(税込)

2 工事名 (都) 園田西武庫線(御園工区)道路改良工事(その6)

△ 上事治 (郁) 園田四	氏庫隊(御園工区)垣路以及工事(てのり)
1 予定価格	476,630,000円(税込)
2 失格基準価格	400,180,000円(税込)
3 契約金額(落札率)	427,680,000円(税込)(89.7%)
4 契約の相手方	川西市山下町20番地の20 株式会社ニッソク 代表取締役 福永 弘子
5 契約締結日	令和4年9月5日
6 工事の概要	(1)施工場所 尼崎市塚口本町 (2)工事内容 道路土工 1.0式 場所打擁壁工(U型擁壁) 39.0m 場所打函渠工 14.5m 舗装工 2,800.0㎡ (3)工期 令和4年9月5日~令和6年3月25日
7 入札の状況	<ul> <li>(1)入札参加者数</li> <li>3者(ほか辞退等15者)</li> <li>(2)最低入札金額</li> <li>427,460,000円(税込)</li> <li>(3)最高入札金額</li> <li>473,000,000円(税込)</li> </ul>

#### 3 工事名 尼崎西宮芦屋港 鶴町物揚場改築工事

3 工事名 化嗬四呂戶座	苍 鶴門物揚場以架工事
1 予定価格	377,190,000円(税込)
2 失格基準価格	317,350,000円(税込)
3 契約金額(落札率)	352,440,000円(税込)(93.4%)
4 契約の相手方	高砂市曽根町2257番地の1 株式会社ソネック 代表取締役 山本 貴弘
5 契約締結日	令和4年9月7日
6 工事の概要	(1)施工場所 尼崎市鶴町 (2)工事内容 延長 鋼矢板打設 H型鋼杭打設 上部コンクリート打設 上部コンクリート打設 コンクリート舗装工 イ属工 (3)工期 令和4年9月8日~令和5年3月25日
7 入札の状況	<ul> <li>(1)入札参加者数 4者(ほか辞退等17者)</li> <li>(2)最低入札金額 352,440,000円(税込)</li> <li>(3)最高入札金額 371,800,000円(税込)</li> </ul>

#### 4 工事名 (一) 米谷昆陽尼崎線 芦原歩道橋補修工事

<u> </u>	別は時間 アルグラ 恒 間 III シエザ
1 予定価格	326,810,000円(税込)
2 失格基準価格	267,300,000円(税込)
3 契約金額(落札率)	289, 300, 000円(税込) (88.5%)
4 契約の相手方	姫路市広畑区蒲田5丁目1715 株式会社平野組 代表取締役 平野 勝也
5 契約締結日	令和4年9月27日
6 工事の概要	(1)施工場所 尼崎市東難波町 (2)工事内容 延長 178.0m 幅員 2.00 (2.75) m 現場塗装 3,200.0㎡ 舗装打替え 547.0㎡ 側板取替 192.0㎡ 当て板補修 51.0m (3)工期 令和4年9月28日~令和5年3月24日
7 入札の状況	<ul> <li>(1)入札参加者数</li> <li>9者(ほか辞退等6者)</li> <li>(2)最低入札金額</li> <li>289,300,000円(税込)</li> <li>(3)最高入札金額</li> <li>319,000,000円(税込)</li> </ul>

#### 5 工事名 (二) 武庫川水系武庫川 3号床止工改築工事(その1)

	工事有 (二/ 四/平/11	水水风岸川 0 5 水土工以来工事 ( C ジェ)
1	予定価格	499,620,000円(税込)
2	失格基準価格	422,510,000円(税込)
3	契約金額(落札率)	451,770,000円(税込)(90.4%)
4	契約の相手方	赤穂郡上郡町上郡370番地 播磨土建工業株式会社 代表取締役 江見 治
5	契約締結日	令和4年9月28日
6	工事の概要	(1)施工場所 西宮市甲子園口 (2)工事内容 延長 100.0m 土工 1.0式 床止工 1.0式 株止工 1.0式 横造物取壊し工 1.0式 仮設工 1.0式 (3)工期 令和4年10月1日~令和5年6月28日
7	入札の状況	<ul> <li>(1)入札参加者数</li> <li>13者(ほか辞退等14者)</li> <li>(2)最低入札金額</li> <li>451,770,000円(税込)</li> <li>(3)最高入札金額</li> <li>500,500,000円(税込)</li> </ul>

6 工事名 (国) 176号 久代高架橋 (三田行) 上部工耐震・補修工事

	工	3 八八山水間 (二百日) 工即工劃及 間停工事
1	予定価格	408,980,000円(税込)
2	失格基準価格	344,960,000円(税込)
3	契約金額(落札率)	366,740,000円(税込)(89.7%)
4	契約の相手方	宝塚市小浜2丁目1-2-202 株式会社カナック工業 代表取締役 金山 敬姫
5	契約締結日	令和4年9月16日
6	工事の概要	(1)施工場所 川西市加茂 (2)工事内容 延長 131.0m 落橋防止装置工(落橋防止構造) 8.0基 落橋防止装置工(水平力分担構造) 64.0基 橋梁排水管設置工 177.0m (3)工期 令和4年9月16日~令和5年9月30日
7	入札の状況	<ul> <li>(1)入札参加者数</li> <li>16者(ほか辞退等6者)</li> <li>(2)最低入札金額</li> <li>366,630,000円(税込)</li> <li>(3)最高入札金額</li> <li>385,000,000円(税込)</li> </ul>

#### 7 (国)250号 竜山大橋耐震補強工事

	(国) 200万 电四人间间及间域工事			
1	予定価格	357,060,000円(税込)		
2	最低制限価格	318,792,687円(税込)		
3	契約金額(落札率)	338,800,000円(税込)(94.9%)		
4	契約の相手方			
		高砂市曽根町2257番地の1 株式会社ソネック 代表取締役社長 山本 貴弘		
5	契約締結日	令和4年10月6日		
6	工事の概要	<ul> <li>(1)施工場所 高砂市中島</li> <li>(2)工事内容 橋脚コンクリート巻立て工 6.0基</li> <li>(3)工期 令和4年10月7日~令和5年6月30日</li> </ul>		
7	入札の状況	<ul> <li>(1)入札参加者数</li> <li>7者(ほか辞退等6者)</li> <li>(2)最低入札金額</li> <li>318,588,101円(税込)</li> <li>(3)最高入札金額</li> <li>357,500,000円(税込)</li> </ul>		

8 (一) 社町停車場線 福田橋 橋梁撤去工事(その1)

0		田田間 間来版公工事 (このエ)
1	予定価格	303,930,000円(税込)
2	失格基準価格	256,190,000円(税込)
3	契約金額(落札率)	273,570,000円(税込)(90.0%)
4	契約の相手方	
		丹波市氷上町稲継290番地株式会社西田土木 代表取締役 西田 憲明
5	契約締結日	令和4年8月25日
6	工事の概要	
		(1)施工場所 加東市河高~貝原 (2)工事内容 延長 169.5m 幅員 5.50 (5.50) m 上部工撤去 1.0式 橋脚撤去 3.0基 橋台撤去 1.0基 護岸工 308.0㎡ (3)工期 令和4年8月26日~令和5年6月30日
7	入札の状況	<ul> <li>(1)入札参加者数</li> <li>10者(ほか辞退等6者)</li> <li>(2)最低入札金額</li> <li>273,570,000円(税込)</li> <li>(3)最高入札金額</li> <li>276,540,000円(税込)</li> </ul>

9 (主) 加古川小野線 東播磨道北工区 国道175号ランプ橋下部工事(その4)

1	予定価格	255,750,000円(税込)
2	失格基準価格	214,060,000円(税込)
3	契約金額(落札率)	228,690,000円(税込)(89.4%)
4	契約の相手方	赤穂郡上郡町上郡370番地 播磨土建工業株式会社 代表取締役 江見 治
5	契約締結日	令和4年8月26日
6	工事の概要	<ul> <li>(1)施工場所 小野市池尻町</li> <li>(2)工事内容 延長 73.0m 幅員 7.00 (15.15) m 橋台工 1.0基 橋脚工 3.0基 場所打杭工 32.0本 市道切下 78.5m カルバート工 8.3m</li> <li>(3)工期 令和4年8月29日~令和5年3月25日</li> </ul>
7	入札の状況	<ul> <li>(1)入札参加者数</li> <li>10者(ほか辞退等10者)</li> <li>(2)最低入札金額</li> <li>228,690,000円(税込)</li> <li>(3)最高入札金額</li> <li>253,000,000円(税込)</li> </ul>

#### 10 (国) 250号 汐見橋補修・耐震補強工事(その4)

10	(	間間 間及間辺工事 (こうユ)
1	予定価格	298, 980, 000円 (税込)
2	失格基準価格	251,570,000円(税込)
3	契約金額(落札率)	268,070,000円(税込)(89.7%)
4	契約の相手方	神戸市中央区港島南町3丁目3番地の2 株式会社森長組 関西支店 取締役支店長 杣田 健一
5	契約締結日	令和4年9月28日
6	工事の概要	(1)施工場所 姫路市飾磨区西浜町~広畑区夢前町 (2)工事内容 橋長 191.2m 落橋防止装置工 24.0組 支承補完装置工 40.0組 断面補修工 1.0式 塗替塗装工 410.0㎡ (3)工期 令和4年9月29日~令和5年7月31日
7	入札の状況	<ul> <li>(1)入札参加者数</li> <li>8者(ほか辞退等6者)</li> <li>(2)最低入札金額</li> <li>268,070,000円(税込)</li> <li>(3)最高入札金額</li> <li>269,720,000円(税込)</li> </ul>

#### 11 (主) 坂越御崎加里屋線 赤穂海浜大橋 耐震補強工事

1	予定価格	416,020,000円(税込)
2	最低制限価格	371,662,062円(税込)
3	契約金額(落札率)	393,800,000円(税込)(94.7%)
4	契約の相手方	神戸市中央区伊藤町119番地 株式会社ピーエス三菱 神戸営業所 所長 小椋 博文
5	契約締結日	令和4年9月28日
6	工事の概要	(1)施工場所 赤穂市中広 (2)工事内容 延長 301.0m 幅員 13.00 (18.00) m 橋脚補強 (PC巻立) 1.0基 (3)工期 令和4年9月29日~令和5年5月31日
7	入札の状況	(1) 入札参加者数 1者 (2) 最低入札金額 393,800,000円(税込) (3) 最高入札金額 393,800,000円(税込)

#### 12 (砂) 大鹿谷川 砂防堰堤工事

14		6/2.17
1	予定価格	286,330,000円(税込)
2	失格基準価格	241,560,000円(税込)
3	契約金額(落札率)	258,060,000円(税込)(90.1%)
4	契約の相手方	赤穂市東浜町61番地 株式会社森崎組 代表取締役 森崎 祐輔
5	契約締結日	令和4年9月29日
6	工事の概要	(1)施工場所 赤穂市木津 (2)工事内容 砂防堰堤工(H=13.0m、L=86.8m) 1.0基 土工 1.0式 本堤工 4,576.0㎡ (3)工期 令和4年9月30日~令和5年3月31日
7	入札の状況	<ul> <li>(1)入札参加者数</li> <li>7者(ほか辞退等10者)</li> <li>(2)最低入札金額</li> <li>258,060,000円(税込)</li> <li>(3)最高入札金額</li> <li>264,440,000円(税込)</li> </ul>

#### 13 (砂) 湯ノ郷川 砂防堰堤工事

10	(42 / 100) / 7447 1 42 193	
1	予定価格	308,990,000円(税込)
2	失格基準価格	259,930,000円(税込)
3	契約金額(落札率)	279,400,000円(税込)(90.4%)
4	契約の相手方	宍栗市山崎町今宿234番地 有限会社ダイキ開発 代表取締役 大谷 みゆき
5	契約締結日	令和4年10月3日
6	工事の概要	(1)施工場所 宍栗市一宮町嶋田 (2)工事内容 延長 352.6m 幅員 94.0m 堤体コンクリート 4,824.0㎡ 鋼製堰堤工 24.1t 管理用道路 339.1m (3)工期 令和4年10月4日~令和6年3月25日
7	入札の状況	<ul> <li>(1)入札参加者数</li> <li>8者(ほか辞退等10者)</li> <li>(2)最低入札金額</li> <li>278,190,000円(税込)</li> <li>(3)最高入札金額</li> <li>279,840,000円(税込)</li> </ul>

資料3

建設常任委員会資料 令和 4 年11月18日

## 令和4年12月定例県議会提出予定議案

まちづくり部

## 事 件 決 議

## I 県営尼崎西昆陽住宅建築工事請負契約の締結

県営尼崎西昆陽住宅建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

県営尼崎西昆陽住宅建築工事

2 契約金額

885,500,000 円

3 契約の相手方

神戸市長田区西尻池町二丁目3番30号 漆建设工業株式会社 代表取締役 藤本 義博

- 4 工事の概要
  - (1) 施工場所 尼崎市西崑陽一丁目24
  - (2) 工事内容住棟 鉄筋コンクリート造 8階建(一部5階建) 1棟延べ面積 4,115.87 m²
  - (3) 工期 令和6年9月27日限り
- 5 入札の状況
  - (1) 入札方式 公募型一般競争入札(価格競争方式)
  - (2) 入札参加者数 6者
  - (3) 最低入札金額 885,500,000 円
  - (4) 最高入札金額 1,043,900,000 円

### Ⅱ 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指定管理者	指定の期間	
兵庫県立尼崎の森中	兵庫県芦屋市船戸町 4-1 ラポルテ本館 6F	令和5年4月1日から	
央緑地スポーツ健康	セントラルスポーツグループ	令和10年3月31日まで	
増進施設	(代表者)		
	セントラルスポーツ株式会社		
	代表取締役 後藤 聖治		
	(構成員)		
	株式会社明治スポーツプラザ		
	代表取締役 後藤 聖治		
	コーエィ株式会社		
	代表取締役 関口 典明		
	〔指定理由〕		
	類似運動施設の豊富な管理運営実績を踏まえ	た提案内容である。維持	
	管理業務において、早期発見、早期対応を基本	ことする保守管理を実施	
	し、利用に支障をきたさない計画が示されてレ	いる。また、運営管理にお	
	いても、高齢者から子育て世代まで多世代を対	†象とした運動プログラム	
	や多様なイベント展開、競技力の向上に寄与す		
	提案が見られた。特色ある提案として、民間技		
	等は、利用の低迷している施設に代わる魅力づくりやオフシーズンの利		
	活用など、利用形態を多様化させ新たな需要を	創出し、利用者の増加に	
	つながる優れた管理運営の展開が期待できる。 		
兵庫県立淡路佐野運	   明石市明石公園 1 番 27 号	令和5年4月1日から	
動公園	切石川切石公園1番21万   兵庫県園芸・公園協会・ミズノ共同体	令和10年3月31日まで	
到五國	(代表者)	11/11/10   0/1 01 11 25 (	
	(		
	理事長 伊藤 裕文		
	理事文 伊藤 裕文   (構成員)		
	(1147742)		
	美津濃株式会社		
	代表取締役社長 水野 明人		
	「指定理由」	と 担 安 中 ☆ ベ キ か ・ ナ ハ	
	現指定管理者としての管理運営実績を踏まえた提案内容であり、本公		
	園の設置目的を理解し、良好な維持管理を実施していく内容を備えてい		
	る。 各種プログラムの実施によって、女性や障害者など新たな利用者を開		
	行性プログラムの美麗によって、女性や障害有など利にな利用有を開   拓していく取組みの提案がなされており、これまで以上に魅力ある管理		
	運営の展開が期待できる。	O. 1.7.1—1.—1.2.7.7.0.7.0. E.T.	

兵庫県営住宅(神戸	神戸市中央区脇浜町二丁目8番20号	令和5年4月1日から			
地区(西区・明舞地	TC 神鋼不動産サービス株式会社	令和 10 年 3 月 31 日まで			
区を除く))	代表取締役社長 松村 勝教				
	〔指定理由〕				
	水準書を上回る高齢者見守りサポート、課				
	め細やかな対応、集会所を活用し福祉・医療: ル予防体操や健康相談の実施など 住民サー				
	ル予防体操や健康相談の実施など、住民サービスの向上や社会的課題 の解決、地域コミュニティーの活性化に寄与する提案となっている。				
	また、家賃と共益費の一括徴収への体制整備や入居辞退理由の分析				
	結果を踏まえた入居率向上に向けた提案など、県が抱える課題を踏ま				
	えた適切な提案となっている。				
兵庫県営住宅(阪神	東京都世田谷区用賀四丁目 10番1号	令和5年4月1日から			
南地区(尼崎市・西	株式会社東急コミュニティー	令和10年3月31日まで			
宮市・芦屋市))	代表取締役社長 木村 昌平				
	〔指定理由〕				
	水準書を上回る高齢者見守りサポート、外				
	イル予防体操の開催、健康相談ダイヤルの活力を持つない。				
向上や社会的課題の解決に寄与する提案となっている。 また、集会所への自動販売機やフリーWi-Fi の無料設置な					
ナ禍にありながら積極的に地域コミュニティーの活性化に取組む					
	が検討されている。				

令和4年11月18日 建設常任委員会資料

公募型一般競争入札による工事請負契約締結結果(契約予定金額2.5億円以上5億円未満) (令和4年9月~令和4年10月契約締結分)

1 工事名 播磨中央公園 園路整備工事その4

1	予定価格	292,050,000円(税込)
2	失格基準価格	246,180,000円(税込)
3	契約金額(落札率)	262,240,000円(税込)(89.8%)
4	契約の相手方	赤穂郡上郡町上郡370 播磨土建工業株式会社 代表取締役 江見 治
5	契約締結日	令和4年8月30日
6	工事の概要	<ul> <li>(1)施工場所 加東市下滝野</li> <li>(2)工事内容 一般土木工事 コンクリートブロック積 2,241.0 ㎡ 雨水排水工 1,219.0m アスファルト舗装 5,847.0 ㎡ 転落防止柵 1,279.0m</li> <li>(3)工期 令和4年9月1日~令和5年2月28日</li> </ul>
7	入札の状況	<ul> <li>(1)入札参加者数         12者(ほか辞退等9者)</li> <li>(2)最低入札金額         262,240,000円(税込)</li> <li>(3)最高入札金額         291,500,000円(税込)</li> </ul>

資料 6

令和4年11月18日建設常任委員会資料

都市計画行政・市街地整備事業について

まちづくり部

### 目 次

ロップ 第1 都市計画行政について 1 都市計画の概要	
(1) 都市計画区域の指定······ (2) 主な都市計画の内容······	· · · · · 3 · · · · · 4
2 地域特性を生かした都市計画の推進	
(1) 都市計画区域マスタープラン等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(2) 地区計画制度の活用支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 立地適正化計画の作成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
TOPICS 市街化調整区域における地区計画の活用事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) 都市農地の保全・活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	13
3 大規模小売店舗等の立地調整	
(1) 概要	
(2) 大規模集客施設条例及び大規模小売店舗立地法の施行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
4 地域特性を生かしたにぎわいのまちづくり	
(1) 商店街の活性化とまちの再整備	
(2) 六甲山遊休施設等の利活用支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
5 適正な土地利用・土地取引の推進	
(1) 土地対策の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 適正な土地利用の推進	
(3) 適正な土地取引の推進	20
なっ. ナゲルあは古光にったて	
第2 市街地整備事業について 1 市街地整備事業	
- 川田地笠伽尹朱 (1) 市街地整備事業の基本方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	91
(2) 市街地整備事業の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
<b>2 土地区画整理</b> (1) 土地区画整理事業····································	0.0
(1) 土地区画登珪事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 令和 4 年度事業施行地区 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	$\cdots$ 23
TOPICS 姫路市英賀保駅周辺地区におけるJR立体交差工事(棚田踏切改良)の進捗	
3 市街地再開発 (1) 市街地再開発事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
(2) 市街地再開発事業の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 令和 4 年度事業施行地区 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
TOPICS 神戸三宮雲井通5丁目地区の権利変換計画を認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) 老朽化マンション建替促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
4 住環境整備	
(1) 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)	28
(2) 街なみ環境整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(3) 小規模住宅地区等改良事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(4) 空き家対策総合支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(5) 住環境整備事業の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
5 都市再生関連	
(1) 都市再生整備計画に基づく事業	30
(2) 都市再生整備計画に基づく事業の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30

#### 第1 都市計画行政について

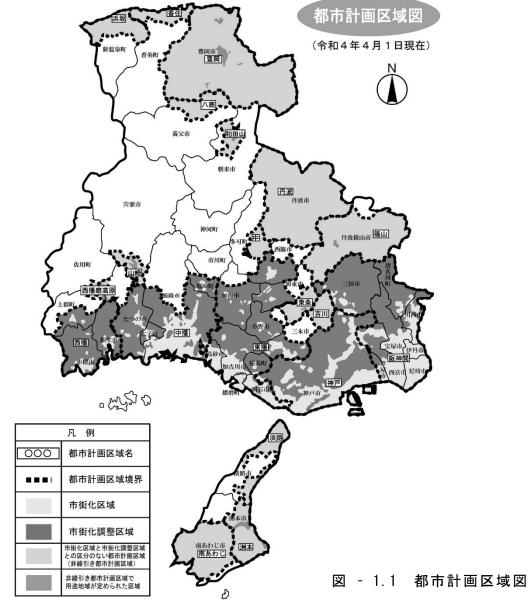
#### 1 都市計画の概要

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、「土地利用」、「都市施設」及び「市街地開発事業」に関する計画を総合的・一体的に定めるものである。

#### (1) 都市計画区域の指定

都市計画区域は、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域を指定することとされている。同区域では、都市計画法、建築基準法などによる土地利用の規制・誘導と、都市計画事業による計画的な基盤整備が図られる。

本県では20の都市計画区域を指定しており、同区域には県人口(約5,445千人(令和3年4月1日現在))の約97パーセントに当たる約5,295千人(令和3年3月31日現在)が居住している。



#### (2) 主な都市計画の内容

平成 12 年以降、地方分権が進んだ結果、多くの都市計画が市町決定となっており、県は広域的・根幹的なものを決定している。

なお、県決定の都市計画についても、それが市町のまちづくりに大きく影響するため、市町からの申出を基に行うことを基本としている。

一方、市町決定の都市計画については、広域的観点又は県が進める広域施策との整合の観点から、市町からの協議を受け、必要な助言等を行っている。

表 - 1.1 兵庫県が決定する都市計画の種類

	都市計画の種類	神戸市内	神戸市外
都市	計画区域の整備、開発及び保全の方針		0
	区分		0
	再開発方針等		0
	用途地域		
地 域	特別用途地区		
地	特定用途制限地域		
区	高度地区		
	高度利用地区		
	特定街区		
	都市再生特別地区		0
	防火地域、準防火地域		
	特定防災街区整備地区		
	景観地区		
	風致地区(面積10ha以上で2以上の市町にわたるもの)		0
	駐車場整備地区		0
		1	
	臨港地区(国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾) 特別緑地保全地区(面積10ha以上で2以上の市町にわたるもの)	-	0
			0
	// (近郊緑地特別保全地区)		0
	流通業務地区		0
	生産緑地地区		
L-L- ///	伝統的建造物群保存地区		
被災	市街地復興推進地域		_
都	道路(一般国道・県道・自動車専用道路)		0
市	都市高速鉄道		0
施設	駐車場	_	_
HX	空港(大阪国際空港、神戸空港)	0	0
	空港(但馬空港)		
	公園・緑地・広場・墓園(面積10ha以上で国が設置するもの)	0	0
	" (面積10ha以上で県が設置するもの)		0
	下水道(流域下水道及び排水区域が2以上の市町の公共下水道)	0	0
	汚物処理場・ごみ焼却場(産業廃棄物処理施設)		0
	地域冷暖房施設		
	河川(一級河川)	0	0
	河川(二級河川)、運河		0
	病院·保育所等		
	市場・と畜場・火葬場		
	一団地の住宅施設		
	流通業務団地		0
	防風・防火・防水・防雪及び防砂の施設		
市	土地区画整理事業(面積50ha超で国・県が施行するもの)		0
街	新住宅市街地開発事業		0
地	工業団地造成事業		0
開発	市街地再開発事業(面積3ha超で国・県が施行するもの)		0
事	住宅街区整備事業(面積20ha超で国・県が施行するもの)		0
業	防災街区整備事業(面積3ha超で国・県が施行するもの)		0
地	地区計画		
区	防災街区整備地区計画		
計画	沿道地区計画		
等			<u> </u>

#### ア 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)は、都市の発展の動向や人口・産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期的視点に立った都市の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すものであり、都市計画区域において県及び市町が定める都市計画は、これに即したものでなければならない。

また、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(市町マスタープラン)及び都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」については、これに即して定めることとされている。

本県では、広域的な圏域として7地域(神戸(平成27年度から神戸市が策定)、阪神、東播磨、西播磨、丹波、但馬、淡路)に区分し、地域内の複数の都市計画区域をまとめた一体のマスタープランとして策定している。

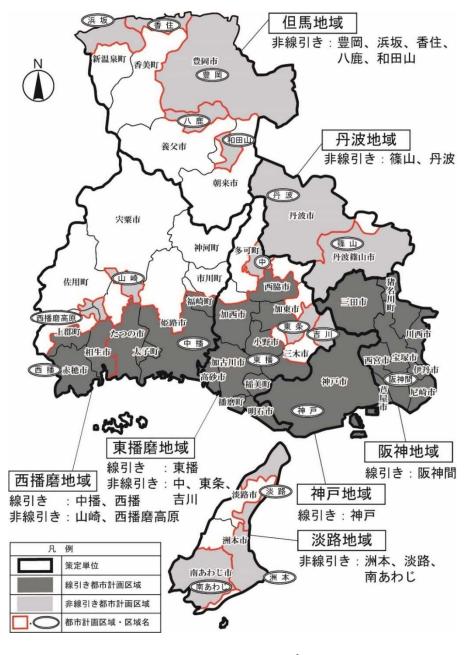
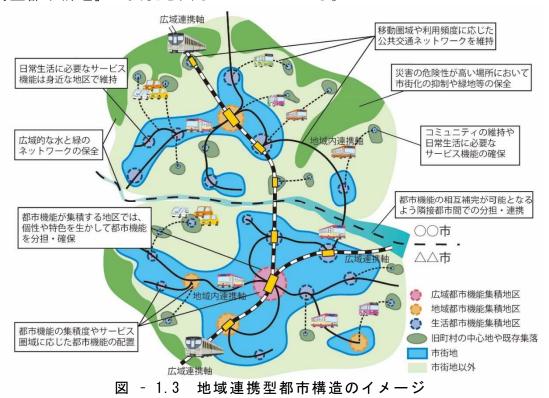


図 - 1.2 都市計画区域マスタープランの策定単位

都市計画区域マスタープランでは、持続可能な都市構造として、大都市、地方都市、中山間地域等が産業、医療・福祉、商業等の諸機能において役割分担し、相互に連携することにより、これらの機能が身近なところに集積し、又は公共交通により容易にアクセスできるなど誰もが安心して暮らすことのできる環境が整備され、各地域が活力を持って自立できる都市構造を目指す「地域連携型都市構造」の実現を図ることとしている。



#### イ 区域区分

区域区分(線引き)は、都市計画区域において、無秩序な市街化を抑制し、 計画的にまちづくりを進めるために、市街化区域と市街化調整区域との区分 を定めるものである。

市街化区域	既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先 的かつ計画的に市街化を図るべき区域
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域

#### <県内の区域区分の指定状況(令和4年9月末現在)>

- ・線引き都市計画区域 5 区域 20 市 6 町 (266, 733ha: 県土の約 32%)
- ・非線引き都市計画区域\* 15 区域 12 市 5 町 (250,634ha: 県土の約 30%)※ 区域区分が定められていない都市計画区域

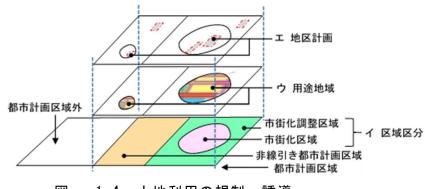


図 - 1.4 土地利用の規制・誘導

#### ウ 用途地域

用途地域は、都市における住居、商業、工業などの適正配置による機能的な 都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建蔽率、高さなどを規 制・誘導している。

表 - 1.2 用途地域の種類と建築用途の制限

用途地域の種類		第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
住宅		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×
兼用住宅		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×
店舗等		Δ	Δ	$\triangle$	$\triangle$	Δ	$\triangle$	$\triangle$	0	0	0	Δ	$\triangle$
事務所等		×	×	$\triangle$	$\triangle$	0	0	×	0	0	0	0	0
ホテル・旅館		×	×	×	$\triangle$	0	0	×	0	0	0	×	×
パチンコ屋、馬券発売所		×	×	×	×	Δ	$\triangle$	×	0	0	0	Δ	×
映画館、劇場、ナイトクラブ		×	×	×	×	×	$\triangle$	X	0	0	0	×	×
幼稚園、小中高等学校		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×
大学、高等専門学校		×	0	0	0	0	0	×	0	0	0	×	×
病院		×	$\circ$	0	$\circ$	$\circ$	0	×	$\circ$	0	0	×	×
診療所、公衆浴場、保育所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
老人ホーム		0	0	0	$\circ$	0	0	0	$\circ$	0	0	0	×
倉庫業を営む倉庫		×	×	×	×	×	0	X	$\circ$	0	0	0	$\circ$
畜舎		×	×	×	Δ	0	0	×	0	0	0	0	0
危険性等が非常に少ない	×	×	×	×	Δ	Δ	$\triangle$	$\triangle$	Δ	Δ	0	0	0
工場 危険性等が少ない		×	×	×	×	×	×	×	Δ	Δ	0	0	0
危険性等が大きい		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0
量が非常に少ない	×	×	×	$\triangle$	Δ	0	0	×	0	0	0	0	0
貯蔵施設 量が少ない	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	0	0	0
量が多い		×	X	×	×	×	X	×	×	×	×	7-11 6-6-6-	0

○:建築可能、△:面積、階数、用途、貯蔵量等に制限あり、×:建築不可

#### 工 地区計画

地区計画は、建築物の形態、用途、敷地等に関する制限や道路、公園等の配置について、地区の特性に応じてきめ細かく定めることにより、建築や開発行為を規制・誘導するものである。

この制度の活用により、住宅地における良好な住環境の保全・形成や、都心部における魅力的な商業・業務空間の形成、市街化調整区域における地域活力の維持・向上など、計画的なまちづくりを進めている。

表 - 1.3 地区計画の決定状況(令和4年9月末現在)

区分	決定地区数	地区面積(ha)
地区計画	441 (29 市町)	12, 473. 0
防災街区整備地区計画	6(神戸市、尼崎市)	79. 2
沿道地区計画	5 (尼崎市)	19.0
集落地区計画	4(三田市、姫路市、 加古川市)	117. 2
合 計	456 (29 市町)	12, 688. 4

### ◆地区施設の配置及び規模

道路、公園、緑地、広場等の配置

### ◆建築物に関すること

- a.建築物等の用途の制限
- b. 容積率の最高・最低限度
- c.建蔽率の最高限度
- d. 敷地面積・建築面積の最低限度
- e.壁面の位置の制限

- f.壁面後退区域における工作物の設置の制限
- g. 建築物の高さの最高・最低限度
- h.建築物の緑化率の最低限度
- i.建築物等の形態又は意匠の制限
- j. 垣又はさくの構造の制限

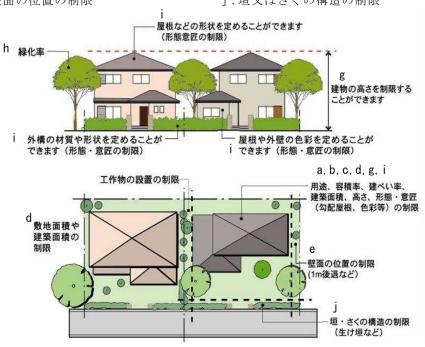


図 - 1.5 地区計画のイメージ

# 2 地域特性を生かした都市計画の推進

人口減少・超高齢社会の進行など社会経済情勢等の変化に的確に対応し、地域の実情に応じた持続可能なまちづくりの実現を図るための都市計画を推進する。

# (1) 都市計画区域マスタープラン等の見直し

本県では、都市計画区域マスタープランをおおむね10年ごとに全面見直し、 その間の5年ごとに中間見直しを行っている。

令和7年度に予定する全面見直しに当たっては、「ひょうごビジョン 2050」 (令和4年3月策定)や「まちづくり基本方針」(令和4年3月改定)等の上位 計画を基本としつつ、市街化調整区域の存廃や頻発化・激甚化する災害に備え た土地利用等の都市計画に関する新たな課題について調査検討するため、令和 4年9月に都市計画審議会に専門委員会を設置した。

表 - 1.4 都市計画審議会専門委員会の検討スケジュール

	1	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	開催時期	調査内容
		●本県のまちづくりの方向性 ●本県における社会経済情勢の変化
		●国の都市計画基本問題小委員会等における検討状況報告
第1回	R4. 9. 13	●検討テーマ等に係る意見交換
か「凹 	114. 3. 13	検討テーマ
		① 区域区分の見直しについて
		② 都市計画区域マスタープランの基本的な方向性
		検討テーマ①:区域区分の見直しについて
		●市街化調整区域の土地利用に係る課題整理等
第2回	R4. 11. 1	①市町アンケート・ヒアリング結果報告
- 第 ∠ 凹 	K4. 11. 1	②特定市における課題把握
		③他府県における区域区分廃止事例報告
		●区域区分の要否検討フローについて
	R4. 11	現地視察
第3回	R5. 1	検討テーマ①:区域区分の見直しについて
第3四	KO. I	●区域区分に係る影響調査結果及び土地利用のコントロール手法について
笠 4 尼	R5. 3	検討テーマ①:区域区分の見直しについて
第4回	หอ. ง	●区域区分見直しの考え方について
		検討テーマ②:都市計画区域マスタープランの基本的な方向性
第5回	R5. 6	●社会経済情勢の変化による影響等を的確に反映するための都市計画
		の方向性について
	R5. 8	検討テーマ②:都市計画区域マスタープランの基本的な方向性
第6回		●都市計画の見直しの考え方について
		(地域ごとの特色、土地利用、市街地整備、都市施設等に関する方針)
第7回	R5. 10	●都市計画区域マスタープランの見直し方針案について

# (2) 地区計画制度の活用支援

本県の地区計画の策定面積は全国第3位、西日本\*第1位である。また、市街化調整区域での策定面積も全国第4位、西日本第2位である(令和2年3月末現在)。地区計画の大半は市街化区域で策定されているが、市街化調整区域においても地域の実情に応じて柔軟かつ効果的に活用できるよう、「市街化調整区域における地区計画のガイドライン」を作成し、市街化調整区域における市町の計画的なまちづくりを積極的に支援している。

※ 三重県を除く近畿以西

# <市街化調整区域の地区計画策定状況(令和4年9月末現在)>

14 市町 50 地区 551.7ha

(神戸市、芦屋市、宝塚市、川西市、猪名川町、加古川市、高砂市、稲美町、 小野市、加西市、西脇市、加東市、姫路市、たつの市)

# (3) 立地適正化計画の作成状況

都市再生特別措置法の規定により、医療・福祉・商業などのサービス機能や地域活力の維持に向け、市町は市町都市計画マスタープランの一部となる「立地適正化計画」を作成することができる。

立地適正化計画は、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加え、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティの形成に向けた取組を推進するものである。また、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンについて居住を誘導する区域から除外することや、防災対策等を盛り込んだ防災指針の記載も規定された。

県では、作成を予定する市町や周辺市町を含めた情報交換の場の設定などにより、市町の取組を支援している。

# <立地適正化計画の作成状況(令和4年9月末現在)>

作成済	作成検討		
10 市 2 町	3 市		
尼崎市、たつの市、福崎町、朝来市、	明石市、加古川市、赤穂市		
姫路市、太子町、西脇市、西宮市、			
神戸市、高砂市、宝塚市、洲本市			

# 【TOPICS】市街化調整区域における地区計画の活用事例

### 1 加西インター産業団地地区

(平成31年3月決定、加西市越水町・殿原町・中富町、約48.0ha)

地域経済のさらなる発展と産業用地の内陸需要に応えるため、中国自動車道加西 I.C. 周辺における産業団地の整備が進められている。

整備に当たっては、加西市が民間事業者(ジオプランナーズ(株)、タカセ不動産(株))と連携協定を締結し、用地取得、開発事業、企業誘致・分譲を進めている。販売面積約33.3ha(予定)のうち、約15.2haで8社の事業者の進出が公表されている。

また、加西 I.C. 南側において第2期事業が検討されている。





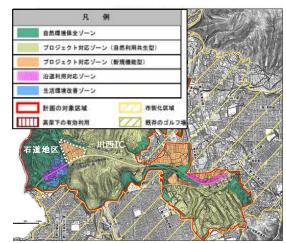
加西市提供資料

### 2 川西市石道地区

(令和3年1月28日決定(令和4年10月11日変更)、川西市石道の一部、約5.6ha)

新名神高速道路の開通に伴い、市街化調整区域の緑豊かな環境を守りながら、地域の活性化に向けて一定の開発・建築など計画的な土地利用を誘導するため、平成27年に、川西市が「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画」を策定している。

当土地利用計画において、プロジェクト対応ゾーン (新規機能型) に位置付けられた石道地区では、地区計画が策定され、令和5年9月の竣工を目処に、物流施設の建設が進められている。



新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画図



川西市提供資料

# (4) 都市農地の保全・活用

市街化区域内農地については、良好な景観の形成や防災性の向上、多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場としての機能等を有していることから、都市における緑のオープンスペースとして積極的に評価し、生産緑地制度や市民農園制度の活用等により、その保全・活用を図る。

なお、2022 年には、全国で約8割の生産緑地地区において都市計画決定から30年が経過し、これらの一斉解除が懸念された(2022年問題)ため、平成29年6月施行の改正生産緑地法において、特定生産緑地制度が創設された。

### く特定生産緑地制度の概要>

- ・生産緑地地区の指定後30年を経過するまでに、所有者の同意を得て 生産緑地地区の買取り申出ができる時期を10年延長するもの
- ・特定生産緑地に指定されると、生産緑地地区に適用している固定資産 税等の特例措置が継続され、引き続き農地としての維持が容易に

神戸市など生産緑地地区を定める8市では、所有者等の意向を確認しながら、特定生産緑地の指定に向け手続を進めており、平成4年指定の生産緑地地区(422.98ha)のうち、面積ベースで全体の約90%が指定済み(神戸市77.4ha、三田市5.7ha、芦屋市1.7ha、尼崎市57.0ha、西宮市55.1ha、宝塚市52.3ha、)又は指定に向け手続中(伊丹市72.0ha、川西市55.2ha)である(令和4年9月末現在)。

県では特定生産緑地の指定が円滑に進むよう各市の取組を支援している。

表 - 1.5 生産緑地地区の指定状況

(令和4年9月末現在)

	神戸市	三田市	芦屋市	西宮市	尼崎市	伊丹市	宝塚市	川西市	計
地区数	520	37	6	377	499	551	319	325	2,634
指定面積 (ha)	104. 7	6.6	1. 7	70. 9	71. 1	93. 1	69. 6	74. 5	492. 2

# (5) 基幹道路等の都市計画の推進

播磨臨海地域道路等の基幹道路は、広域的・根幹的な交通施設であるため、 周辺道路や土地利用に影響を及ぼす場合が多い。

このため、計画段階における整備に必要な区域の明確化、土地利用や各都市施設間の計画の調整及び住民の合意形成の促進のため、基幹道路等を都市計画に定めるものである。

### 【現在手続中の案件】

### 播磨臨海地域道路

播磨臨海地域を東西に結ぶ新たな路線で、国道2号バイパスや国道250号の渋滞緩和、災害時等における代替路の確保とともに、ものづくり拠点である播磨臨海地域の発展に寄与することを目的とする道路である。

全体延長約 50km のうち、第二神明~広畑に至る約 36km の区間で当面、都市計画・環境影響評価を進める。

令和3年1月:都市計画審議会にて「環境影響評価に関する事項の調査」 について諮問

令和3年7月27日~8月26日

:環境影響評価方法書縦覧・説明会(全 13 回)

令和3年9月~12月:環境影響評価審査会及び同審査会部会による審査

令和3年12月24日:環境影響評価方法書に対する知事意見を受領

令和4年3月8日:環境影響評価の項目等の選定

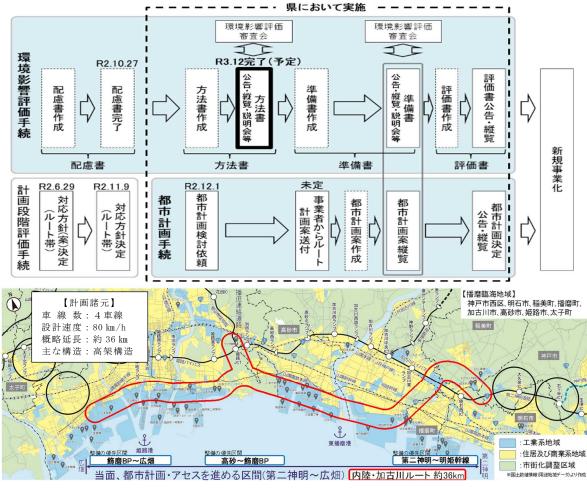


図 - 1.6 播磨臨海地域道路(第二神明~広畑) ルート帯図

# **規模集客施設条例**

売店舗立地法

# 3 大規模小売店舗等の立地調整

# (1) 概 要

大規模小売店舗の立地に伴う周辺地域の生活環境の保持のため、「大規模小売店舗立地法」に基づき、施設の配置や運営方法について適正な配慮を求めている。

また、本県独自の取組として、周辺地域における都市機能との調和を図るため、「大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例」に基づく手続を定めている。同条例では、まちづくりの観点から、立地誘導・抑制の方針を定めた「大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラム」等と整合させることにより、広域的な観点からの土地利用誘導を図っている。なお、大規模小売店舗については、条例手続の後に法律手続を行う。

# (2) 大規模集客施設条例及び大規模小売店舗立地法の施行

### 基本計画書を知事へ提出(新築等)

【対象施設】物品販売業を営む店舗、飲食店、映画館、劇場又は観覧場

【対象面積】当該用途に供する部分の床面積が 1,000 ㎡超(大規模集客施設)

【調查内容】「大規模集客施設影響調查指針]

- 県及び市町のまちづくりに関する計画との整合
- ・ 必要駐車台数の確保
- 周辺道路の交通量の変化その他の道路交通への影響
- 道路以外の公共施設への影響
- ・ 景観形成に関する法令等への適合

【手続内容】市町等への意見聴取、審議会への諮問、

必要に応じて知事意見書の送付

手続終了

⇒工事着手

### 大規模小売店舗の県への届出 (新設・変更)

【対象施設】物品販売業を営む店舗

【対象面積】店舗面積が 1,000 ㎡超(大規模小売店舗)

【配慮事項】[大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針]

• 交通関係 :駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造等

騒音関係 : 騒音の予測・評価、騒音の抑制対策等

・廃棄物関係:廃棄物等の保管容量の確保、

廃棄物の減量化・リサイクルへの配慮等

【手続内容】市町等への意見聴取、計画等の縦覧及び住民等意見書受領、

審議会への諮問、必要に応じて県意見書の送付

手続終了 =

⇒開店・変更の実施

図 - 1.7 手続の流れ (概要)

## ア 大規模集客施設条例及び大規模小売店舗立地法の件数推移

表 - 1.6 条例に基づく基本計画書の提出件数

(令和4年9月末現在)

年 度	H17~26	H27	H28	H29	Н30	R元	R 2	R 3	R 4	計
神戸市分除く	205	25	15	27	27	9	10	18	4	340
神戸市分	65	4	8	5	5	5	6	3	1	102

表 - 1.7 法に基づく新設届出件数

(令和4年9月末現在)

年 度	H12~26	H27	H28	H29	Н30	R元	R 2	R 3	R 4	計
神戸市分除く	270	23	18	21	24	13	9	17	7	402
神戸市分	111	2	10	6	1	3	8	3	1	145

# イ 大規模集客施設条例における閉店等の際の手続

店舗等に供する部分の床面積が 5,000 ㎡を超える大規模集客施設について、閉店等によって用途を廃止しようとするときは、設置者(建物所有者)は、3月前までに用途廃止後の利用計画等について、知事への届出を求めている。

## ウ 広域土地利用プログラムの運用

都市構造に広域的な影響を与える大規模な集客施設の適正な立地を図るため、阪神間、東播及び中播都市計画区域を対象に、施設立地の誘導・抑制の方針として広域土地利用プログラムを運用している。

表 - 1.8 商業ゾーンの設定の考え方

	区分	ゾーン設定の考え方	上限
	広域商業ゾーン	・市街地が連たんする都市部において、市町域を越えた 広域的な範囲からの集客を許容する区域 ・特に規模の大きい集客施設を誘導 [阪神尼崎・出屋敷駅周辺、明石駅周辺、姫路駅周辺 等]	なし
商業ゾー	準広域商業	<ul><li>・市街地が分散する都市部において、市町域を越えた広域的な範囲からの集客を許容する区域</li><li>・特に規模の大きい集客施設を誘導</li><li>[西脇市街地周辺、龍野中心市街地 等]</li></ul>	2万㎡
	地域商業ゾーン	<ul><li>・主に市町域を集客圏としつつ、一定の集客力を有する施設の立地を許容する区域</li><li>・規模の大きい集客施設を誘導</li><li>[今津駅周辺、逆瀬川駅周辺、西明石駅周辺、高砂駅周辺等]</li></ul>	1万㎡
商業ゾーン 以外の地域		・規模の大きい集客施設の立地を抑制	6千㎡

# 4 地域特性を生かしたにぎわいのまちづくり

## (1) 商店街の活性化とまちの再整備

商店街とその周辺住宅地において、商店街の活性化をまちづくりの観点から捉え直し、商業者と地域住民等が主体となって実施する「商店街の活性化」と「まちの再整備」の取組を総合的に支援している。

なお、先導的事業として一定の実績とともにまちなか再生のモデルを示したことから事業を見直し、現在は、まちなか再生区域の新規指定を終了している。

### 【まちなか再生の流れ】※まちなか再生区域の指定は令和3年度で終了

①まちなか 再生区域 の指定 ②まちなか 再生協議 会の設立

③まちなか 再生計画 の策定 ④まちなか 再生事業 の認定 ⑤まちなか 再生事業 の実施

# 表 - 1.9 支援メニュー

	概 要
組織づくり	・まちなか再生アドバイザー派遣事業〔全額県費〕 ・まちなか再生協議会等運営支援事業〔補助率:県1/2、市町1/2〕
計画策定	計画策定費、事務所借上費、社会実験・実証実験費等を補助
	※上記2事業について、やむを得ない理由による期間延長の措置あり【R2拡充】
商店街の活性化 (商店街活性化地区)	<ul> <li>・商店街活性化事業(再編対象店舗の移転、開店に伴うもの)</li> <li>① 移転費 〔補助率:県1/3、市町1/3 (事業者1/3)〕</li> <li>② 内装工事費等〔補助率:県2/3 (事業者1/3)〕</li> <li>③ 店舗賃借料 〔補助率:県1/2 (事業者1/2)〕</li> </ul>
まちの再整備(まち再生整備地区)	・小規模再開発支援事業〔補助率:県1/6、市町1/6、国1/3(事業者1/3)〕 敷地の共同化等による共同住宅や福祉施設等の整備費(共用部分)を補助 ・商店街シンボル建築物再生支援事業〔補助率:県1/3、市町1/3(事業者1/3)〕 地域のシンボル的な建築物を活用したにぎわい・交流の拠点施設等の整備費を補助

### 表 - 1.10 まちなか再生区域の指定状況

まちなか再生区域名	所在地	指定時期	支援期間
水道筋区域	神戸市灘区	H27. 8	H27~R6(特例支援可能)
宵田・元町区域	豊岡市	H28. 3	R28∼R2
伊丹サンロード区域	伊丹市	H29. 3	R29∼R3
東山・ミナイチ区域	神戸市兵庫区	H29. 10	R29∼R3
洲本外町区域	洲本市	H30. 4	H30∼R 4
ono800(オノハチマルマル) 区域	小野市	H31. 4	R元~R 5
杭瀬区域	尼崎市	R2.6	R 2 ∼R 6

### 【まちなか再生区域での取組】

# ■水道筋区域(神戸市灘区)<畑原市場の再整備>

店舗の減少や建物の老朽化が進む畑原市場を、民間分譲マンション及び店舗付戸建住宅 用地に再整備することで、新規ファミリー層など居住人口の増加を図る。

<小規模再開発支援事業(R2~R5)>

【整備前】畑原市場

営業店舗:22店舗中12店舗

(整備地区内)

【整備後】分譲マンション(99 戸)、

宅地4区画

施行面積:約0.23ha 県補助額:約1.3億円



整備前(畑原市場)



整備状況

# ■宵田・元町区域(豊岡市)<シンボル建築物の再生>

長年使用されていなかった旧料亭「とゞ兵」を、カバンショップ、カフェレストラン、ギャラリー、イベントスペース等の複合施設に改修し、人と人とが繋がる交流拠点として再生。「とゞ兵」周辺の人出は倍増し、にぎわいが生まれている。

<商店街シンボル建築物再生支援事業(R2)>

構 造:木造一部RC造2階建及び

鉄骨造3階建

延べ面積:約1,200㎡ 建築年:昭和3年頃

(木造一部RC造部分)

、 改修内容:シェアキッチンの設置、

構造補強等

県補助額:設計費 1,000千円

改修費10,000千円



再生前(外観)



再生後(外観)

# ■東山・ミナイチ区域(神戸市兵庫区)<湊川協同組合ビルの再整備>

店舗の減少や建物の老朽化が進む湊川協同組合ビル(ミナイチビル)を、店舗付民間分譲マンションに再整備することで、新規居住者及び新装出店によるにぎわいを創出する。

<小規模再開発支援事業(R1~R4)>

【整備前】湊川協同組合ビル (S45建築)

建物用途:B1~2F 湊川市場

3~10F 旧市営住宅

(112戸)

営業店舗:90店舗中32店舗 【整備後】店舗(1F8区画)付

分譲マンション (2~14F 168戸)

施行面積:約0.2ha 県補助額:約2.6億円



整備前(外観)



整備後 (外観)

# (2) 六甲山遊休施設の利活用等への支援

六甲山上に立地する遊休施設等を利活用し、観光客の利便性の向上や自然公園としての魅力向上など、六甲山の賑わいづくりに資する事業やIT、デザイン等の都市型創造産業に資するオフィスを対象に、改修、建替、新設費用の一部を県市共同で助成する。

# ■アクサス六甲山蒸留所(神戸市灘区六甲山町) <改修事例>



製薬会社の旧保養所をウィスキーの蒸留所に改 修、販売、施設見学も実施している。

### 〇補助内容

巨八	改修	支援	建替支援	新設支援	
区分	一般改修	耐震改修	<b>建省入</b> 饭		
対象事業費	33,000 ₹∄	7,500 ₹∄	60,000 刊		
補助率	2/3(国 3/9、県 1/9	0 年 2 / 0 ) 以 内		2/3(県2/9、市4/9)	
冊切竿	2/3 (四 3/9、	9 ( 11) 2/9) PYP1		以内	
補助上限額	22,000 千周 5,000 千周		40,000 ↑∄	40,000 千円	

### 〇これまでの補助実績

			<del>,</del>
年度	種別	件数	事業内容
H29	建替	1	6 5 3 cafe (レストラン)
1120	建替	1	ホテル神戸六甲迎賓館(宿泊施設)
H30	改修	1	風の教会(多目的ホール)
D1	改修	1	六甲山蒸留所(蒸留所)
R1	新設	1	ホテル神戸六甲迎賓館(イベント広場)
	改修 4 R2		リネストA HOLIDAY HOME(イベントスペース)、六甲アウトドアステーションフォトン(宿泊施設)、
R2			653cafe(オフィス)、リネストA FRESH START (レンタルオフィス)
	新設	1	室谷邸記念館(休憩所)
	建替	2	カフェ、コテージ
R3	改修	2	自社オフィス
	新設	1	ハルモニア神戸(野外ステージ)
	計		建替4、改修8、新設3

### 〇令和 4 年度補助対象事業概要

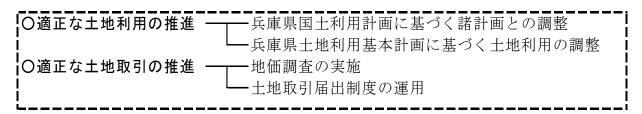
種別	事業者	事業の概要
新設	ネイチャーライブ六甲	グランピング施設
改修	株式会社紅中	コワーキング施設

### 適正な土地利用・土地取引の推進 5

### (1) 土地対策の概要

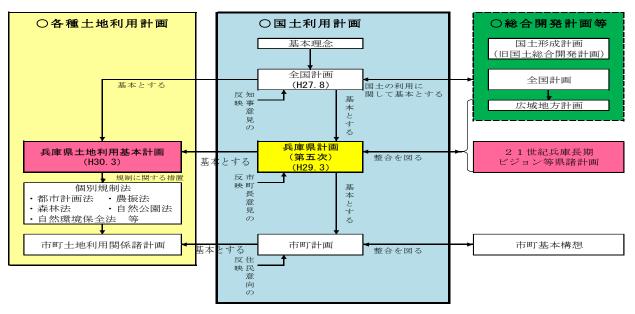
土地は限られた貴重な資源であり、県民の諸活動に必要不可欠な基盤である。 また、その利用は、公共の利害と密接な関係を有している。

このような土地の特性に鑑み、国土利用計画法等に基づき、適正な土地利用を 推進している。



### (2) 適正な土地利用の推進

### 〇国土利用計画の体系



### 兵庫県国土利用計画に基づく諸計画との調整

兵庫県国土利用計画は、県土利用のあり方について目標を示すとともに、県土 地利用基本計画や市町国土利用計画の基本となるものであり、県土利用の基本 方針が各種計画へ反映されるよう調整している。

◇県土利用の基本方針 ①兵庫の強みを活かした適切な県土利用

(第五次)

- ②複合的な施策の推進と県土の選択的な利用
- ③多様な主体の参画と協働による県土マネジメント

### イ 兵庫県土地利用基本計画に基づく土地利用の調整

兵庫県土地利用基本計画は、土地取引や開発行為の規制等を行う際の基本と なるものであり、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等に基 づく諸計画に対する上位計画として、また、土地取引や開発行為に関しては規制 の基準として、その役割を果たすよう調整に努めている。

## (3) 適正な土地取引の推進

## ア 地価調査の実施

適正な地価の形成に寄与することを目的に、国土利用計画法に基づく土地取引の規制を適正かつ円滑に実施するための地価算定基準とするほか、公共事業用地取得時の算定基準あるいは一般の土地取引時の指標として、毎年、地価調査を行っている。

地価(県平均値)の推移は、昭和60年を100とした場合、住宅地は平成2年をピーク(179.0)に、商業地は平成3年をピーク(196.6)に、その後下落に転じ、令和4年には住宅地が77.2に、商業地が56.4になっている。

# 【地価調査(令和4年7月1日基準日)の概要】

令和3年7月~令和4年7月の県全体の変動率は、住宅地 $\triangle$ 0.1%(前年 $\triangle$ 0.8%)で下落幅が縮小し、商業地+0.4%(前年 $\triangle$ 0.6%)で下落から上昇に転じた。工業地は+1.4%(前年+0.3%)で上昇幅が拡大した。

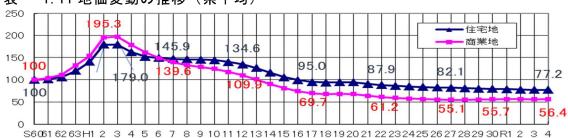


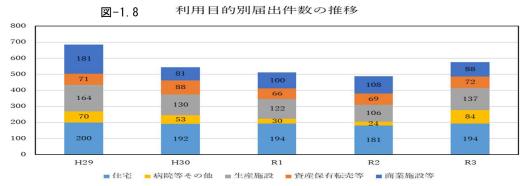
表 - 1.11 地価変動の推移(県平均)

表 - 1.12 地価調査と地価公示の比較

項目	地価調査	(参考) 地価公示		
◇目 的	土地取引規制に係る 地価算定基準 等	一般の土地取引の指標 等		
◇実施主体	県	国(国土交通省)		
◇調査地点数	755 地点(R4)	1, 194 地点 (R4)		
◇調査対象地域	県下全市町	都市計画区域を含む市町 (市川町、神河町を除く全市町)		
◇価格判定基準日	7月1日	1月1日		
◇公表時期	9月中旬	3月中旬		
◇根 拠	国土利用計画法 施行令第9条	地価公示法		

### イ 土地取引届出制度の運用

地価の安定と適正な土地利用を確保するため、国土利用計画法に基づき一定 規模以上(市街化区域2,000㎡、その他の都市計画区域5,000㎡、都市計画区域以 外10,000㎡)の土地取引を行う場合、価格及び利用目的等の届出を義務づけている。



20

# 第2 市街地整備事業について

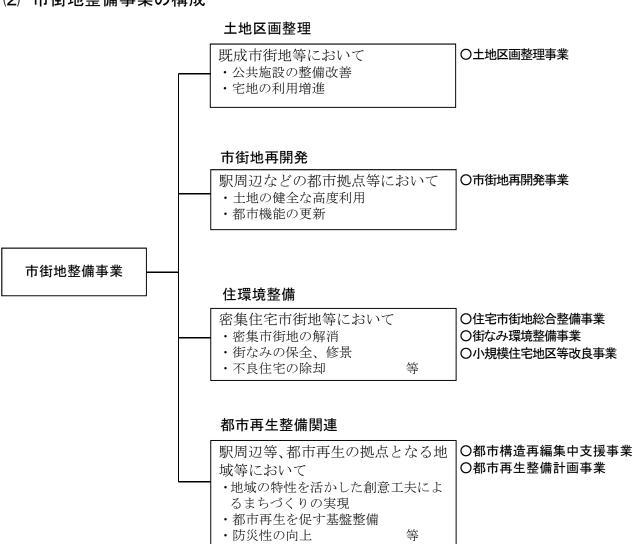
# 1 市街地整備事業

# (1) 市街地整備事業の基本方針

県内の既成市街地が抱える中心市街地の衰退などの諸課題に対応するため、県では、 以下の基本方針に基づき市街地整備を進めている。

- 都市の防災機能の向上による安全な市街地の形成
- 賑わいや交流の都市機能整備による中心市街地の活性化
- 生活基盤施設の整備や良質な住宅の供給による市街地の形成
- 高齢社会に対応し環境に配慮した良好な都市環境の整備
- 住民による自主的なまちづくり

# (2) 市街地整備事業の構成

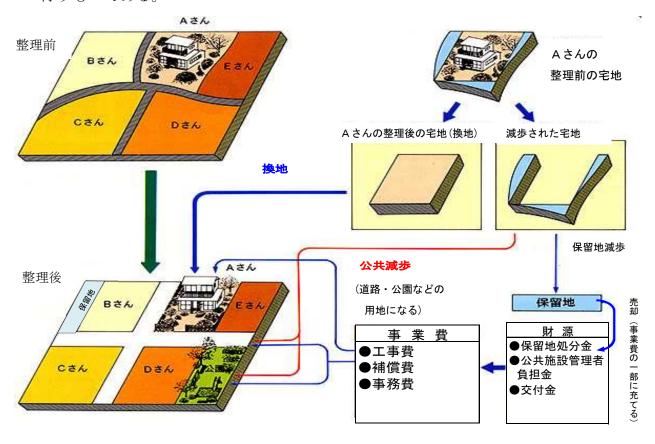


# 2 土地区画整理

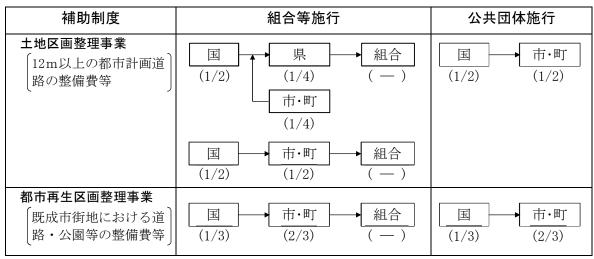
# (1) 土地区画整理事業 (土地区画整理法 昭和 29 年法律第 119 号)

# ア 事業概要

既成市街地やスプロール化する市街地周辺において、公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図るため、地権者が土地の一部を出し合い(減歩)、保留地を処分して事業資金に充てながら、道路、公園等の公共施設と宅地の整備を一体的・総合的に行うものである。



### イ 補助体系



注) ()は、各々の負担割合を示す。

本県では、住民主体のまちづくりを支援するため、都市計画事業として土地区画整理事業を実施する組合に対し、幅員 12m以上の県管理の都市計画道路を整備する場合に補助を行っている。

# (2) 土地区画整理事業の実施状況

土地区画整理事業は、令和4年9月末現在、632地区 18,465ha にて施行済、21地区 490ha にて施行中である。その合計面積 18,955ha は本県の市街化区域面積の約3割に相当しており、良好な市街地の発展に寄与するとともに、戦災や阪神・淡路大震災からの復興においても大きな役割を果たしてきた。

引き続き、施行中地区の早期完成を目指すとともに、「都市再開発の方針」\*\*に位置づけられた地区等の事業化に向けて取り組んでいく。

※都市再開発の方針・・・都市計画法第7条の2第1項第1号、

都市再開発法第2条の3第1項第2号及び第2項

表-2.1 施行実績等

(令和4年9月末現在)

	施行実績							ル☆計
土地区画	施	行済	施行中		計		事業化検討	
整理事業	地区数	面積 (ha)	地区数	面積 (ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積 (ha)
	632	18, 465	21	490	653	18, 955	10	92

# (3) 令和 4 年度事業施行地区

地域	施行者	市町名	地 区 名	面積 (ha)	国庫補助 の有無	事業年度	総事業費 (百万円)	R4 県予算 (百万円)
阪神南	土地区画整理組合	西宮市	樋ノ口	6. 6	都	R 3~R 8	2, 616	_
阪神北	土地区画整理組合	宝塚市	安倉上池	9. 5	I	R 2~R 6	2, 409	_
	地 方	明石市	大久保駅前	35. 2	区、都	S52∼R 8	22, 700	_
東播磨	公共団体	加古川市	加古川駅北	24. 6	(区)	H 5∼R 8	22, 900	_
磨	土地区画	加古川市	間形	5. 2	_	R 3∼R 9	820	_
	整理組合	稲 美 町	菊徳	2.0	_	R 4∼R 9	308	_
北播磨	土地区画整理組合	加東市	てんじんひがしはしかだに 天神東掎鹿谷	8.9		H19∼R 7	713	_
		姫 路 市	姫路駅周辺	45. 5	区**1	H 1∼R 6	32, 260	_
	地 方	11	阿保	90.6	区、都	H 8∼R 14	43, 200	_
中播磨	公共団体	"	姫路駅南西	7.4	(都)	H19∼R 6	1, 200	_
磨		"	JR網干駅前	5. 0	区**1、都	H25∼R 8	4, 550	_
	土地区画整理組合	姫 路 市	<sup>あ が ほ</sup> 英賀保駅周辺	69. 5	区、都	H11∼R 9	23, 900	728
	地 方	赤穂市	有年	55. 0	区	H12∼R 5	7, 705	_
西播	公共団体	上郡町	上郡駅前	9. 7	(区)	H 5∼R10	7,890	_
<b>焙</b>	土地区画	赤穂市	野中・砂子	45. 2	区、都	H16∼R 9	6, 433	189
	整理組合	11	はまいち 浜市	22. 2	_	H18∼R 5	2, 229	_
	合 計	10 市町	16 区	442.1				917

(参 考)

神戸市	5 地区**2	47.7	
県 全 体	21 地区	489.8	

注) 国庫補助の種別 区:土地区画整理事業、都:都市再生区画整理事業、( )は補助完了

山の街駅東(個人)、湊川10丁目(個人)

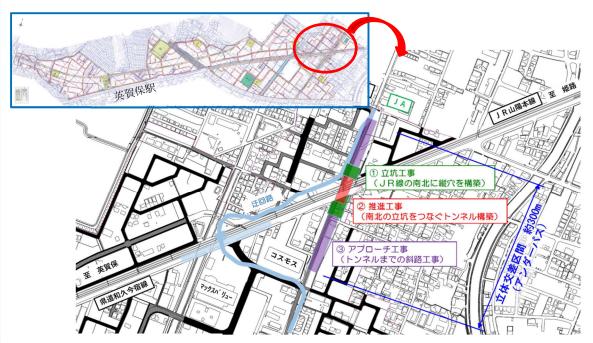
<sup>※1</sup> R2 から土地区画整理事業を都市構造再編集中支援事業で実施し、補助対象事業費に含む

<sup>※2</sup> 神戸市5地区:鈴蘭台駅北(公共団体)、潤和山の手台(組合)、名谷町社町(組合)、

# 【TOPICS】 姫路市英賀保駅周辺地区における JR 立体交差工事(棚田踏切改良)の進捗状況

都市計画道路荒川線では、JR山陽本線と交差する棚田踏切と踏切に隣接する棚田交差点で、ピーク時には350mに及ぶ著しい渋滞が発生していた。このため、「踏切すっきり安心プラン(2019)」に位置づけ、英賀保駅周辺土地区画整理事業において、荒川線の立体交差化(アンダーパス)を実施し、踏切と交差点の除却により、渋滞解消と歩行者の安全を確保する。

令和2年度より立体交差工事に着手。現在、JR線路と県道和久今宿線を挟む両側立 坑(トンネル掘削作業ヤード)の掘削が完了し、来年度より線路敷及び並走する県道下 のトンネル工事に着手予定で令和9年度の完成を目指す。

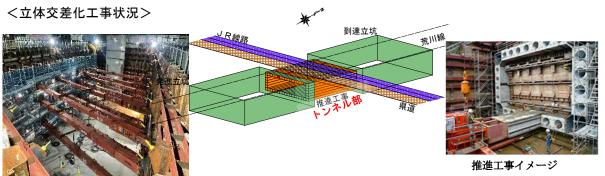


<棚田踏切立体交差イメージ>





工事前の棚田踏切・棚田交差点



発進立坑完成(R4.9 時点)

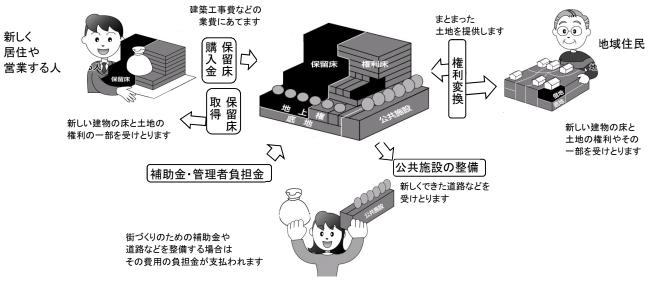
# 3 市街地再開発

# (1) 市街地再開発事業(都市再開発法 昭和 44 年法律第 38 号)

### ア 事業概要

駅周辺などの都市拠点等において、土地の健全な高度利用と都市機能及び居住環境の更新により安全で快適な都市環境を創造するため、不燃化された共同建築物の建築及び道路、公園等公共施設の整備を一体的・総合的に行うものである。

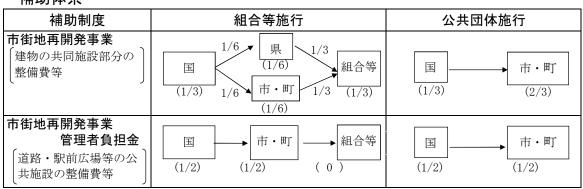
(7) 第一種市街地再開発事業(権利変換方式) 主な施行者:市街地再開発組合 従前の土地や建物に関する権利を、施行者が新しく共同化された建物(権利床) とその敷地に関する権利に変換する手法である。権利床以外の余剰の床(保留床) の処分金は、事業資金とする。



# (イ) 第二種市街地再開発事業 (管理処分方式) 主な施行者: 地方公共団体

従前の土地や建物に関する権利を、施行者が買収又は収用により一旦取得し、 残留を希望する権利者には建物の床とその敷地の共有持ち分を与える。保留床の 処分金を事業資金とする点では第一種事業と同じである。

### イ 補助体系



注)()は、各々の負担割合を示す。

本県では、住民主体のまちづくりを支援するため、組合等が行なう市街地再開発事業(広場・街路・オープンスペース等の整備、不燃化共同建築物の建築などにより、土地の高度利用と防災機能の向上に資する事業)に対して補助を行っている。

# (2) 市街地再開発事業の実施状況

施行中地区の早期完成を目指すとともに、「都市再開発の方針」に位置づけられた地 区等の事業化に取り組んでいる。

また、今後国庫補助事業として採択される神戸市内における組合施行等の市街地再開発事業については、今年度、県費による補助のあり方を検討している。

なお、施行中の神戸三宮雲井通5丁目地区と西日本最大級のバスターミナル等を一体整備する神戸三宮雲井通6丁目地区については、現行どおりの補助を実施する予定である。

表-2.2 施行実績等

(令和4年9月末現在)

市街地再開	施行済		施行中		施行予定		計	
	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)
発事業	76	105. 1	7	26.9	5	10.5	88	142.5

## 表-2.3 完了地区の主な整備内容

### (令和4年9月末現在)

	従前	従 後
土地の高度利用	容積率 約109% <sup>*1</sup>	容積率 約475%
公共施設用地の割合	整備率 約 25%*1	整備率 約 41%*1
都市機能施設	_	図書館等 57*2
住戸数	世帯数 5,216	供給戸数 12,345

<sup>※1</sup> 既存データが不明の六甲道駅南地区を除く

# (3) 令和 4 年度事業施行地区

市町名	地 区 名	施行者	事業年度	総事業費 (百万円)	R4 県予算 (百万円)	手続き段階
	新長田駅南	地方公共団体	H 6∼R 5	227, 900	_	第1地区: <sup>※2</sup> 管理処分計画 認可(R3)
神戸市	北鈴蘭台駅前	再開発会社	H30∼R 4	6, 358	47	権利変換計画 <sup>※3</sup> 認可(R1)
作/プロリ	垂水中央東	市街地再開発 組 合	R 2~R 7	17, 196	55	権利変換計画 <sup>※3</sup> 認可(R4)
	神戸三宮雲井通5丁目	再開発会社	R 2~R 9	100,000	931	権利変換計画 <sup>※3</sup> 認可(R4)
芦屋市	JR 芦屋駅南	地方公共団体	H30∼R 8	18, 807		管理処分計画 認可申請予定(R4)
西宮市	JR 西宮駅南西	市街地再開発 組 合	R 1∼R10	25, 098		権利変換計画 認可(R3)
三田市	三田駅前Cブロック	市街地再開発 組 合	R 3∼R 9	25, 017	350	権利変換計画 認可申請予定(R4)
合計	7地区	<b>基目长乳散准果</b> 》		420, 376	1, 383	

<sup>※1</sup> 割増地区:土地整備費、共同施設整備費は補助率を割増(1.2倍)R3~

<sup>※2</sup> 図書館6、音楽専用ホール6、多目的ホール及び集会所18、体育館2、福祉施設等11、 健康施設等2、その他12

<sup>※2</sup> 第2地区:管理処分計画認可(H30)、第3地区:工事完了公告(R3)

<sup>※3</sup> 認可権限は神戸市に属する

# 【TOPICS】神戸三宮雲井通5丁目地区の権利変換計画を認可

### ■神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業 権利変換計画認可

三宮駅の南東に位置する当地区では、三宮駅周辺に 分散する中・長距離バス停を集約する新バスターミ ナルを整備するとともに、神戸市のホール・多目的 スペース・図書館、商業機能、ホテル、オフィス等 を導入する計画で、神戸市は令和4年5月に権利変 換計画を認可した。

者 : 雲井通5丁目再開発株式会社 施

**積**:約1.3ha

全体事業費:約1,000億円

(R4県予算:931百万円)

間:平成30年度~令和9年度 : 公共施設:葺合南 146 号線 内

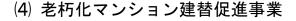
施設建築物:延床面積 約10万㎡、地下3階・地上32階建

経 : 平成 2年 3月 都市計画決定

> 3年 3月 平成 事業計画認可 令和 4年 5月 権利変換計画認可

令和 4年 工事着工 6月

工事完了 (予定) 令和 9 年頃



# ア 事業概要

高経年で周辺に危害が生じる恐れがあるマ ンションに対し、建替工事に要する費用の一 部を補助することにより、都市環境の改善を 図る。



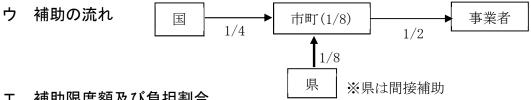
神戸三宮雲井通5丁目地区

市街地再整備事業のイメージ

### 補助要件

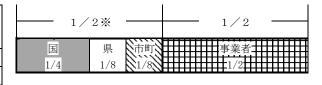
次の(ア)~(エ)の全ての要件に該当するマンションの建替事業

- (ア) マンション建替円滑化法第 102 条に基づく特定行政庁の(マンションを除却す る必要がある旨の) 認定を受けること
- (4) 災害時の居住継続に寄与する施設を整備すること (例:備蓄倉庫、マンホールトイレ、非常用発電機 等)
- (ウ) 国庫補助事業(優良建築物等整備事業(マンション建替えタイプ)) を活用す ること
- (エ) 市町が県と同等以上に補助すること



### 補助限度額及び負担割合

対象延べ面積	補助金額※
$(m^2)$	(万円)
1,000以上 5,000未満	3,000
5,000以上 10,000未満	6,000
10,000以上 15,000未満	9,000
15,000以上	13, 500



国、県及び市町の補助額又は負担割合の合計

# 4 住環境整備

# (1) 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)

### ア 事業概要

密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境の改善及び防災性の向上を図る。

### イ 令和4年度事業施行地区

1- 1-	THE TANKSTITE										
市町名	地区名	面積(ha)	事業年度	総事業費 (百万円)	R4 国庫補助対象 事業費(雨所)	R4 主な事業					
赤穂市	尾崎	27. 5	H13∼R 7	6, 506	161	道路用地取得					
冰炒士	育波	13. 0	H 8∼R12	1, 092	4	道路用地取得					
淡路市	室津	10. 7	H 8∼R12	1, 399	6	測量					
合計	3 地区	51. 2		8, 997	171						

### (参 考)

神戸市	9 地区**	502.6
県全体	12 地区	553.8

※神戸市9地区: 真野、東垂水、長田南部、長田東部、兵庫北部、 灘北西部、本山北町、塩屋、鈴蘭台北

# (2) 街なみ環境整備事業

### ア 事業概要

住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備である地区や、住宅等の良好な景観の整備が必要な地区において、まちづくり協議会等が作成した計画等に基づき、市町等が地区施設、生活環境施設等の整備、建物所有者が建物外観の修景を行う。

### イ 令和4年度事業施行地区

市町名	地区名	面積 (ha)	事業年度	総事業費 (百万円)	R4 国庫補助対象 事業費(雨所)	R4 主な事業
却女士	竹田	64.0	H17∼R 7	約 830	2.0	修景
朝来市	生野	885.0	H28∼R 7	約 690	7. 5	修景、事業計画策定(変更)
新温泉町	湯村温泉	58.0	H30∼R 4	約 160	76. 0	修景、橋梁美装
合計	3 地区	1,007.0		約 1,680	85. 5	

### (3) 小規模住宅地区等改良事業

### ア 事業概要

不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が必要とされる地区において、不良住宅除却や地区公共施設の整備等により、住環境の整備改善を図る。

### イ 令和4年度事業実施市町・地区

### 〇 小規模住宅地区等改良事業

市町名	地区名	面積(ha)	事業年度	総事業費 (百万円)	R4 国庫補助対象 事業費(再別)	R4 主な事業
南あわじ市	福良備前町	2. 2	H21∼R10	720.0	20	物件調査

### 〇 空き家再生等推進事業

	業 別	市町名	R4 国庫補助対象 事業費(所別)
除	却	尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、加古川市、 高砂市、西脇市、三木市、加西市、加東市、多可町、神河町、赤穂市、 たつの市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町、豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町、丹波篠山市、洲本市、南あわじ市	79. 4
活	用	西宮市、多可町、朝来市	
調	査	加古川市、三木市、小野市、多可町、洲本市、	

# (4) 空き家対策総合支援事業

## ア 事業概要

空家特措法に基づき策定した空家等対策計画の実施を図るため、不良住宅、空き家住宅、空き建築物及び特定空家等の除却、空き家の活用など、総合的な空き家対策に取り組む市町を支援する。

# イ 令和4年度事業実施市町・地区

事業種別	市町名	R4 国庫補助対象 事業費(區別別)
除却	姫路市、相生市、丹波市、淡路市	
活用	姫路市、丹波市	73. 2
調査	姫路市、丹波市、淡路市	

# (5) 住環境整備事業の実施状況

### (令和4年9月末現在)

事業種別	施行済		施行中		計	
尹 未 健 加	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)
住宅市街地総合整備事業(密集型)	38	982	12	554	50	1,536
街なみ環境整備事業	20	623	4	1,065	24	1,688
小規模住宅地区改良事業	57	118	1	2	58	120
合計	185	1,864	17	1,621	202	3, 485

# 5 都市再生関連

# (1) 都市再生整備計画に基づく事業(都市再生整備計画事業・都市構造再編集中支援事業)

## ア 事業概要

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域の創意工夫によるまちづくりを実現するため、集中的な事業支援を行うことにより、都市の再生を効率的に推進する。

# イ 令和4年度事業施行地区

市町名	地区名	面積 (ha)	事業年度	総事業費 (百万円)	R4 国庫補助 対象事業費 (百万円)	R4 主な事業
尼崎市	阪急塚口駅周辺地区	122. 0	R 4~R 8	531	32	駅周辺道路 整備
	阪神大物駅周辺地区	123.0	R 4~R 8	1,010	127	公園整備
高砂市	曽根地区	10.0	R 1~R 5	1, 185	268	地域交流センター整備
	JR 英賀保駅周辺地区	1.8	R 3∼R 7	2, 236	200	自由通路 整備
	姫路城周辺地区**1	249.3	R 2~R 6	3, 897	412	駅前広場無電柱化
姫路市	JR 網干駅周辺地区**1	5.0	R 2~R 6	788	190	駅前広場 整備
	手柄山中央公園周辺地区	23.7	R 1~R 5	3, 216	347	公園整備
	手柄山中央公園周辺地区 (その2)	50. 7	R 2∼R 7	26, 326	3, 390	公園整備
たつの市	竜野駅周辺地区(第2期)	28.0	R 4~R 7	286	31	地域コミュニ ティ施設整備
合計	9地区	613.5	_	39, 475	4, 997	

### (参 者)

神戸市	8地区**2	788. 5
県全体	17 地区	1, 402. 0

<sup>※1</sup>土地区画整理事業含む

※2神戸市8地区:神戸都心・ウォーターフロント地区(第2期)、神戸ハーバーランド地区(第2期)、神戸西神中央地区、神戸垂水地区、神戸・神鉄沿線地区、神戸灘西部・HAT神戸地区、神戸長田地区、神戸名谷地区

# (2) 都市再生整備計画に基づく事業の実施状況

(令和4年9月末現在)

	施彳	行済	施	行中		計
・都市再生整備計画事業 ・都市構造再編集中支援事業	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)
即印料但行編来个人及爭不	129	21, 781	17	1,402	146	23, 183

資料7

令和4年11月18日建設常任委員会資料

# 都市公園の整備について

まちづくり部

# 目 次

	<b>D</b> 2	
都市公園	国の整備について	
1 者	『市公園の概要	
	都市公園の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)	公園の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(3)		3
(4)	都市公園の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(5)	兵庫県における都市公園の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	県立都市公園の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
TOP	IC コロナ禍における県立都市公園の利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2	<b>皇立都市公園の管理運営の取組</b>	
(1)	管理運営の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
(2)	参画と協働の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
(3)	指定管理者制度 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(4)	ネーミングライツの導入・・・・・・・・・・・・1	3
(5)	広告掲載事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	3
3 県	<b>皇立都市公園のリノベーション</b>	
(1)	施設老朽化への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
(2)	都市公園のリノベーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
TOP	IC 県立都市公園の新たな活用・・・・・・・・・・・・・・・ 1	7
TOP	IC 県立都市公園のあり方検討会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	国営明石海峡公園	
	整備の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
	令和4年度の整備内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
(3)	管理運営の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	0
- 15		
	<b>! 立淡路景観園芸学校</b> 教育の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)		
(2)	園芸療法定着促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
(3)	国際交流事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4)	地域貢献と情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	:3

# 都市公園の整備について

# 1 都市公園の概要

# (1) 都市公園の定義

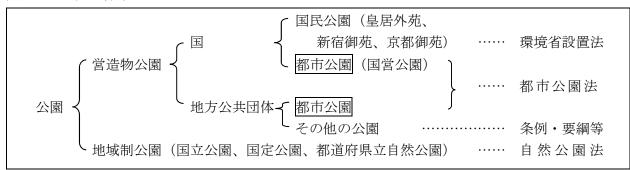
都市公園は、「都市公園法」において、「①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、②一の都府県の区域を超えるような広域の見地から国が設置する都市計画施設である公園又は緑地及び国家的な記念事業として又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て国が設置する都市計画施設である公園又は緑地」と定義されている。

### (2) 公園の体系

一般に「公園」と呼ばれるものは、営造物公園と地域制公園とに大別される。**営造物公園**とは、国又は地方公共団体が一定の区域内の土地の権原(所有権等)を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出して一般に公開する公園である。また、**地域制公園**とは、国又は地方公共団体が一定の区域内の土地について、土地の権原は取得せずに公園として指定し、土地利用の制限や行為の禁止等によって自然の風景地の保護等を行う公園である。

前者の代表が都市公園で、後者の代表が国立公園等の自然公園である(表-1)。

### 表-1 公園の体系



### (3) 県立都市公園

県では、1900(明治 33)年に県立都市公園の第1号となる 舞子公園を開設している。また、1918(大正7)年には明石城 址本丸等約 10ha を明石公園として開園し、その後2度の区 域拡張を経て 1932(昭和7)年にほぼ現在の区域を開設して いる。

その後、国において、1972(昭和47)年に「都市公園等整備緊急措置法」が制定されるとともに、「第1次都市公園等整備五箇年計画」が策定されたことにより、都市公園の整備に関わる目標の設定や財源措置の裏付けがなされたこと等を受け、県においても、1973(昭和48)年度以降、播磨中央公園をはじめとした広域公園等の整備を計画的に進めている。



明治時代の舞子公園



昭和初期の明石公園

# (4) 都市公園の種類

都市公園は、設置目的や機能、利用対象者等により、住区基幹公園、都市基幹公園、 大規模公園などに大別される(表-2)。受益の観点から、市町は住区基幹公園及び都 市基幹公園を、県は一つの市町の区域を超える広域レクリエーション需要に対応する大 規模公園(広域公園)を整備している。

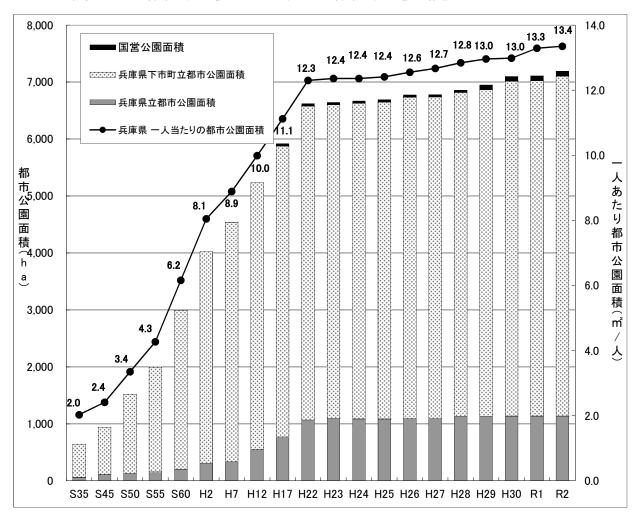
表-2 都市公園の種類

<b>毛</b> 籽		13	÷ 🗆 (1		th 次	
種類		性	团		内容	標準とする面積
	街	区	公	園	街区内に居住する者の利用に供する公園	0. 25ha
分尺甘松	近	隣	公	園	近隣に居住する者の利用に供する公園	2.0 ha
住区基幹	地	区	公	遠	徒歩圏域内に居住する者の利用に供する公園	4.0 ha
	特分	定地	区公	、園	都市計画区域外の一定の町村における生活環境改善のため の公園	4.0 ha 以上
都市基幹	総	合	公	園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的 な利用に供する公園	10ha∼50ha
公園	運	動	公	遠	都市住民全般の運動の用に供する公園	15ha∼75ha
特殊	ŧ	公	園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等の特殊な公園	
大規模公	広	域	公	園	一の市町村の区域を超える広域の利用に供する公園	50ha 以上
園	レク 都	リエ	ーショ	ン 市	大規模な都市公園を核として各種レクリエーション施設が配置される一団の地域	全体面積 1,000ha
緩緩	重 注	禄	地		公害又は災害を防止するための緩衝緑地としての公園	
都	市	7	林		動植物の生息地又は生育地である樹林地等を保護するための公園	
広場	易	公	慰		市街地の中心部における休息又は鑑賞の用に供する公園	
都市	<b>节</b>	禄	地		都市の自然的環境の保全及び改善、都市の景観の向上を図 るための緑地	
緑		j	首		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図るために、近隣住区相互を連絡するように 設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする 緑地	
国(	当(	公	袁		一の都府県の区域を超えるような広域の見地から国が設置する都市計画施設である公園又は緑地及び国家的な記念事業として又は 我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の 決定を経て国が設置する都市計画施設である公園又は緑地	300ha

# (5) 兵庫県における都市公園の現況

令和2年度末現在、県内の都市公園は、箇所数が 6,165 箇所 (全国 7 位)、面積が 7,105ha (全国 2 位) となっている。また、一人あたりの公園面積は 13.4 ㎡で、全国 平均の 10.7 ㎡を上回っている(図-1)。

### 図-1 兵庫県における都市公園面積及び1人あたりの都市公園面積の推移



# (6) 県立都市公園の整備状況

令和3年度末現在、県立都市公園は15公園1,136.5ha(全国3位)を開園しており、令和3年度の年間利用者数は1088万人である(表-3)。

表一3 県立都市公園一覧

(令和4年4月1日現在)

種別		公 園 名	所在地	当初開園年月日	計画 面積 (ha)	開園 面積 (ha)	R3年度 利用者数 (万人)
	1	明 石 公 園	明石市	T7. 4. 15	54. 8	54. 8	199. 3
	2	甲山森林公園	西宮市	S45. 11. 10	110. 6	83. 0	131. 2
	3	播磨中央公園	加東市	S53. 8. 5	381. 6	181. 7	43. 4
	4	淡路島公園	淡路市	S60. 4. 21	148. 8	134. 8	169. 6
広域	5	赤穂海浜公園	赤穂市	S62. 7. 25	71. 7	71. 7	50
<b>丛</b>	6	一 庫 公 園	川西市	H10. 7. 29	116. 1	48. 2	26. 1
	7	有馬富士公園	三田市	H13. 4. 29	359. 8	178. 2	82
	8	三木総合防災公園	三木市	H17. 8. 6	202. 5	202. 2	105. 1
	9	丹波並木道中央公園	丹波篠山市	H19. 10. 14	70. 9	70. 9	19. 7
		広域公園	1, 516. 8	1, 025. 5	826. 4		
運動	10	淡路佐野運動公園	淡路市	H15. 5. 3	29. 5	29. 5	17. 2
地区	11	西猪名公園	伊丹市 川西市	S57. 4. 8	6. 0	6.0	26. 5
風致	12	舞 子 公 園	神戸市	M33. 7. 25	7.8	7.8	151. 6
	13	灘 山 緑 地	淡路市	H12. 3. 18	11. 3	11. 3	8
都市緑地	14	尼崎の森中央緑地	尼崎市	H18. 5. 31	18. 9	18. 9	56
	15	あわじ石の寝屋緑地	淡路市	H27. 4. 1	75. 4	37. 5	2
		都市緑均	也計		105. 6	67. 7	66
		合 計			1, 665. 7	1, 136. 5	1087. 7

### ア 開園面積

平成3年度から開始した「県立公園4倍増計画」や阪神淡路大震災後の復興事業等により県立都市公園の整備が大幅に進み、明石海峡大橋の開通に合わせて平成10年度に淡路島公園等を追加開園したほか、それ以降も一庫公園や有馬富士公園等の大規模公園を新規開園するとともに、震災後に計画された三木総合防災公園や尼崎の森中央緑地等を平成17年度から18年度にかけて新規開園したこと等により、平成22年度末時点での開園面積は、1067.9haとなった。

その後、平成23年度に4公園(神陵台緑地、明石西公園、西武庫公園、北播磨余暇村公園の計28.6ha)を県から市町に移譲したことにより、一旦は開園面積が減少したものの、平成27年度にあわじ石の寝屋緑地を新規開園したこと等により、平成2年度末時点で308.4haであった県立都市公園の開園面積は、令和3年度末時点では、その約3.7倍に当たる1,136.5haに達している。

### イ 利用者数

平成9年度までの年間利用者数は700万人前後で推移していたが、明石海峡大橋の開通に合わせて平成10年度に追加開園した淡路島公園ハイウェイオアシス等での一時的な利用者増により、平成10年度の利用者数は1,250万人に達した。

その後、利用者数は一旦減少したものの、有馬富士公園や淡路佐野運動公園、三木総合防災公園、尼崎の森中央緑地等の芝生広場やスポーツ施設等を有する公園の新規開園等に伴い、一般利用のほか、イベントやスポーツ大会等が多く開催されるようになったことで、平成17年度以降は、年間利用者数が1,000万人を超える状況が続いている。

また、令和元年度は、明石城築城 400 周年記念事業による明石公園の利用者数の 大幅増等に伴い、利用者数は過去最高の 1,303 万人に達した。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、県の対処方針に合わせて公園内での集客イベントの中止・延期要請や、緊急事態宣言期間中に屋内施設・駐車場等の閉鎖等の措置をとったことから、利用者数が大幅に減少し、1,033万人となった。

一方、令和3年度は県独自の施策として、公共交通機関を利用した来園が容易な公園を除き、駐車場や運動施設を閉鎖せず、都市公園を最大限活用する対応を行った結果、利用者数は1,088万人となった。遊具を利用する親子が来園されるなど、コロナ禍でも公園で体を動かしたり、リフレッシュされる方の利用が回復しつつある。

図-2 県立都市公園の利用者数の推移

(万人)

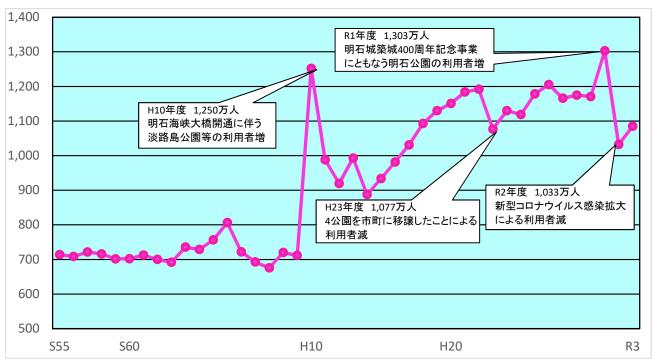
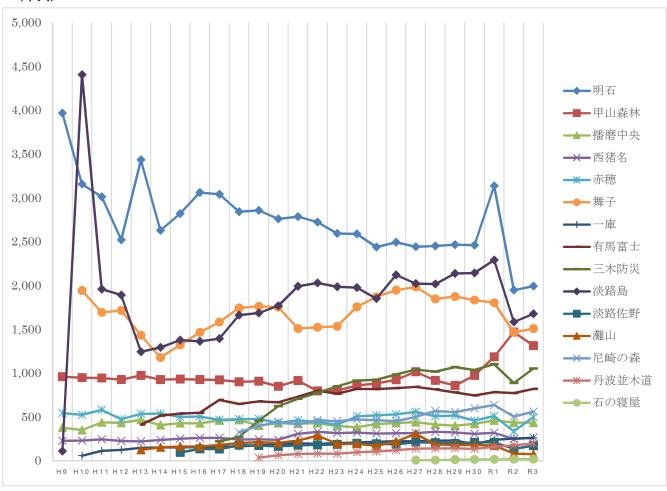


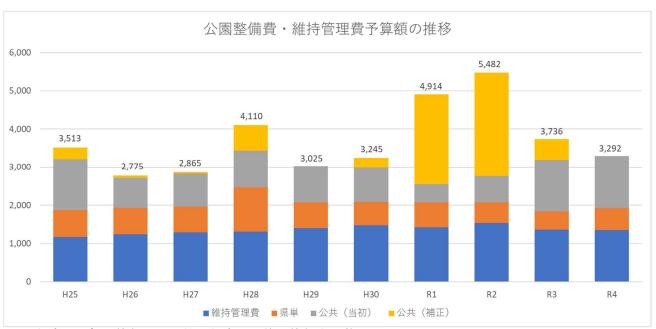
図-3 県立都市公園の公園別利用者数の推移

(千人)



### 図-4 公園整備費・維持管理費予算額の推移

単位: 百万円



※R4 年度は当初予算額、その他の年度は最終予算額を記載



# コロナ禍における県立都市公園の利用

令和3年度の兵庫県内観光入込客数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2度の緊急事態宣言発令や外出自粛、各施設の臨時休業やイベント中止などの影響により人流が抑制されたが、令和2年度の13.8%増となる8,566万人となった。

また、観光入込客数の多かった兵庫県内施設ランキングでは、県立明石公園の1位をはじめ、県立都市公園6施設が上位10位以内にランクインした。これはコロナ禍において日常生活に制約が課されていたなか、気軽に心身の健康が維持増進できる憩いの場として、広大な空間を持つ都市公園に注目が集まったことが主な要因と考えられる。

表-4 兵庫県内施設 観光入込客数ランキング(兵庫県観光客動態調査)

(千人)

順位	令和2年度	人数	順位	令和3年度	人数
1	明石公園	1,946	1	明石公園	1,993
2	甲山森林公園	1,468	2	宝塚北サービスエリア	1,660
3	宝塚北サービスエリア	1,426	3	甲山森林公園	1,313
4	フルーツ・フラワーパーク	1,010	4	阪神甲子園球場	1,139
5	三木総合防災公園	888	5	フルーツ・フラワーパーク	1,092
6	淡路ハイウェイオアシス	878	6	三木総合防災公園	1,052
7	有馬富士公園	774	7	淡路ハイウェイオアシス	973
8	道の駅とうじょう	651	8	有馬富士公園	820
9	王子動物園	646	9	王子動物園	739
10	伊丹スカイパーク	635	10	県立淡路島公園	731
	計	10,322	·	計	11,512

# 2 県立都市公園の管理運営の取組

# (1) 管理運営の方針

少子高齢化の進行や人口減少社会の本格的到来、防災や環境への意識の高まり、さらに地域創生など、県立都市公園を取り巻く社会状況が大きく変化したことを受け、県立都市公園が県民共有の資産としてより一層の効果を発現するよう、平成28年6月に「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」を策定した。この計画に基づき、県立都市公園の整備・管理運営を進めている。

### 「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」の概要

### (1) 基本計画の位置づけ

県立都市公園の今後の役割や方向性を明らかにし、中長期的視点で整備・管理運営の目標、方針及び推進施策などを示す。

- (2) 計画期間 平成 28 年~令和 7 年 (10 年間)
- (3) 基本方針「ふるさと兵庫」のゆたかな暮らしを支える「公園づくり」に取り組む
- (4) 推進施策 5つのテーマの下、18の推進施策を設定

## テーマ I 活力あふれる地域づくりに資する公園(地域の活力・賑わい・元気で健康な生活)

施策方針①:地域の活性化をもたらす公園づくり

②:地域文化の保全・継承、新たな芸術文化を創造する公園づくり

③:元気で健康的な生活に資する公園づくり

### テーマⅡ 子育てに資する公園(子育て支援)

施策方針④:子育て世代を支援する公園づくり

⑤:子どもを育む公園づくり

⑥:3世代が楽しめる公園づくり

### テーマⅢ 環境との共生に資する公園 (環境保全・創造への対応)

施策方針⑦:自然環境等を守り・生かす公園づくり

⑧:環境との共生を学ぶ場としての利活用

### テーマⅣ 安全安心な地域づくりに資する公園 (安全安心への対応)

施策方針⑨:安全な暮らしを支える防災拠点としての利活用

1⑩:安心地域づくりに役立つ公園づくり

⑪:誰もが楽しく安心して利用できる公園づくり

### テーマ ▼ 持続可能なパークマネジメントの推進(連携とマネジメントシステム等)

施策方針⑫:効率的な老朽化対策の計画的な推進

③: 社会変化を踏まえたリノベーション等の推進

(4):施設間連携、民間活力等の連携による効率的・効果的な事業推進

(15):より良いサービスを提供する管理運営体制等の工夫

16: 県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫

①:効果的な広報の推進

18:公園づくりの評価等の推進



**テーマ I** デビスカップの開催 (三木総合防災公園)



**テーマ Ⅱ** あそびの王国 (有馬富士公園)



テーマⅢ 環境学習の場 (尼崎の森中央緑地)



テーマⅣ 交通安全防災フェスタ (赤穂海浜公園)



**テーマ∀** ネーミンク゛ライツ収入を活用したト゛ライミスト (明石公園)

### (2) 参画と協働の取組

県民の参画と協働による利活用の推進を目的として、有馬富士公園をはじめ11公園で、地域住民や学識経験者等で構成する管理運営協議会等を設置し、自主企画運営によるイベントなどを開催している。

# 【管理運営協議会等を設置している公園】

舞子公園、甲山森林公園、尼崎の森中央緑地、一庫公園、有馬富士公園、播磨中央公園、 赤穂海浜公園、丹波並木道中央公園、淡路佐野運動公園、淡路島公園、あわじ石の寝屋緑地

### (3) 指定管理者制度

# ア 基本的な考え方

平成 15 年の地方自治法の一部改正を受け、平成 18 年度から、全ての県立都市公園に指定管理者制度を導入し、一層のサービスの向上と業務の効率化を図っている(表-5)。

### イ 選定方法

民間事業者のノウハウの活用による効率的で質の高い管理運営を目指すため、指定管理者は、①管理運営にあたり高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる公園※(明石公園、三木総合防災公園)や、②隣接施設との一体的な管理運営により効果的な管理運営が図られる公園(淡路島公園ハイウェイオアシスゾーン、灘山緑地)などを除き、すべて公募により選定している。

※明石公園:国重要文化財指定の櫓や、石垣、土塁、掘等、明石城址特有の施設の維持・保存手法に関する知識や経験の蓄積が必要

※三木総合防災公園:広域防災拠点として、災害時の緊急対応のため県との連携が必要なほか、平時における防災資機材や備蓄食料の適切な保管・配送、メンテナンスに関する知識や経験の蓄積が必要

### ウ 制度導入による効果

指定管理制度導入により指定管理者のノウハウを活用した効率的な管理運営の実施に加え、行財政改革による事業経費の見直し等を実施した。その結果、指定管理制度導入前の平成17年度に供用を開始していた公園の維持管理費12.4億円が直近の公募結果では約46.8%減の6.6億円(利用料含む)となった。また、公園の特徴を生かしたマラソン・トライアスロン大会の開催や、幅広い世代で注目されているパークョガ等の利用促進事業が実施され、来園者が増加している。

### エ 外部評価の取組

指定管理者の業務の改善や公園利用者へのサービス向上をより一層推進するために、公募により指定管理者を選定した公園について、指定管理期間の最終年度に外部有識者等からなる委員会において管理運営状況の評価を行っている。

表-5 指定管理の状況

公 園 名	指定管理者	指定期間(年度)
明石公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会	R3∼R5
甲山森林公園	パークマネジメント甲山	R4~R8
播磨中央公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会	R2∼R6
淡路島公園(ハイウェイオアシスゾーンを除く)	(公財)兵庫県園芸・公園協会	R4~R8
淡路島公園(ハイウェイオアシスソ゛ーン)	(株)夢舞台	R3∼R5
赤穂海浜公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会	R2∼R6
一庫公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会	R3∼R7
有馬富士公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会	R3∼R7
三木総合防災公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会	R3∼R5
丹波並木道中央公園	兵庫丹波の森協会・兵庫県園芸・公園 協会共同事業体	R3∼R7
淡路佐野運動公園	兵庫県園芸・公園協会・ミズノ共同体	H30∼R4
西猪名公園	兵庫県園芸・公園協会・ミズノ共同体	R2∼R6
舞子公園(移情閣を除く)	(公財)兵庫県園芸・公園協会	R2~R6
舞子公園移情閣	(公財)孫中山記念会	R2∼R6
灘山緑地	(株)夢舞台	R3∼R5
あわじ石の寝屋緑地	(公財)兵庫県園芸・公園協会	R4~R8
尼崎の森中央緑地	兵協·尼協·阪神共同体	R3∼R7
尼崎の森中央緑地(スポーツ健康増進施設)	あまがさき健康の森(株)	H18∼R4

<sup>※</sup> 網掛けは、公募公園

# (4) ネーミングライツの導入

平成 20 年度より公園施設へのネーミングライツを募集しており、現在、県では、5 つの公園施設において導入している (表-6)。

この収入額の1/2は、施設の利用促進を目的とした国際大会の誘致や、施設の機能 向上に充てている。

表一6	ネーミングライツ導入状況	(指定管理者が収益事業として実施しているものを除く)
-----	--------------	----------------------------

対象施設 (愛称)	スポンサー	現契約 期 間	ネージグ ライツ料 (年額、税抜)	導入時期
三木総合防災公園 屋内テニス場 (ブルボンビーンズドーム)	㈱ブルボン	R3. 4~R6. 3	1,000 万円	H20. 12. 1∼
三木総合防災公園 球技場 (兵庫県サッカー協会フットボール センター (呼称:みきぼうパーク ひょうご))	(一社)兵庫県サッカー協会	R3. 4~R6. 3	400 万円	H23. 4. 1∼
明石公園 第1野球場 (明石トーカロ球場)	トーカロ(株)	R3. 4~R8. 3	400 万円	H23. 7. 1∼
明石公園 陸上競技場 (きしろスタジアム)	㈱きしろ	R3. 4~R6. 3	R3:100 万円 R4:200 万円 R5:200 万円	H27.7.1~ (H30.4.1~愛称・ スポンサー変更)
明石公園 テニスコート (NDK来夢・嬉しの森テニスコ ート)	中西電機工業㈱	H30. 4~R5. 3	120 万円	H30. 4. 1∼

## (5) 広告掲載事業の実施

平成22年度から、指定管理者が淡路佐野運動公園第1野球場、明石公園第1野球場(明石トーカロ球場)など4施設で広告を獲得している。

この収入額の1/2は、広告を獲得した指定管理者の収入となり(契約更新時に県収入に変更することで県財政の軽減)、1/4を指定管理料に上乗せすることで、球場の芝刈り回数の増加など施設管理水準の向上に充てている。



淡路佐野運動公園第1野球場外野フェンス

【広告料収入の実績】令和3年度:4,021千円(全32区画)

指定管理者収入(契約更新時まで)	指定管理料上乗せ	県収入
1/2	1 / 4	1/4

# 3 県立都市公園のリノベーション

# (1) 施設老朽化への対応

県立都市公園では公園リノベーション計画に基づき、老朽化した公園施設の改修・更新等に取り組むことにより、公園の利用者の安全確保や質の向上を図る。

# 老朽化の状況

#### 赤穂海浜公園



老朽化したトイレ

#### 改修後の状況



リニューアルしたトイレ

#### 播磨中央公園



老朽化した遊具



リニューアルした遊具

#### 新規施設整備

# 丹波並木道中央公園



恐竜遊具



動く恐竜模型

丹波並木道公園 恐竜遊具の設置による効果 令和4年3月供用 来園者数が1.7倍に増加 (令和4年4月~9月/令和3年4月~9月) 各公園共通の課題として、トイレの改修や遊具の更新に取り組んでおり、概ね今年度末に完成する見込みである。

トイレは和式便器の洋式化や温水洗浄便座の設置および内外装の美観の改善、遊 具は老朽化や定期点検で使用不可と判定されたものを優先し、利用実態や地域の特 性を活かした遊具に改修・更新を行っている。

#### (2) 都市公園のリノベーション

老朽化した施設を単に改修するだけでは、利用者のニーズに応えられない公園 については、質の向上による利用者増を図るため、令和2年度に策定した「リノベーション計画」に基づき、公園施設の更新や機能強化等に取り組む。

#### 「リノベーションの方向性(主要公園)]

#### ア 播磨中央公園

既存園路の改修により、都市公園では全国最大規模の自転車専用コースを整備し、健康づくりから全国規模のロードレース開催までさまざまな人が楽しめ

るコースへリニューアルを行う (全長 7.2km、 幅員 6.0m)。

また、オリンピック競技に採用され、若者に 人気があるスケートボードやBMXを1箇所で 全て楽しめ、国際大会も開催可能な施設を検討 する。



全日本実業団サイクルロードレース大会の様子

#### 《スケジュール》

R3~R4 園路改修工事(自転車専用コースなど)

(R4.3 一部供用開始により全日本実業団サイクルロードレース大会を開催)

R5 春 全面供用開始

#### イ 明石公園

#### 第一野球場、陸上競技場の改修

県立都市公園のあり方検討会(明石公園部会)における意見や競技団体からの要望を踏まえ、両施設の改修を進めていく方針を固めた。

第一野球場は改修に向け、令和4年度は改修設計に着手し、令和5年度から スタンド上部の補強工事や外壁コンクリートの剥落対策に着手する(工事期間 中も試合開催は可能)。

また、陸上競技場は日本陸連第3種公認を維持できるよう、令和5年度の下 半期に、老朽化したトラック舗装の改修、備品の更新を行う。令和5年度末の 公認検定を経て、令和6年度当初から公認陸上競技場として再開予定である。

#### ■第一野球場

《スケジュール》

R4 改修設計

R5 スタンド補強、外壁補修

R6~7 雨漏り修繕、座席更新、スコアボード改修

R7 トイレ・シャワー等設備更新

# ■陸上競技場

《スケジュール》

R5 トラック舗装改修、備品の更新



第一野球場 (現況)



陸上競技場 (現況)

# ウ その他公園

#### ①淡路佐野運動公園

令和4年度は老朽化している第一野球場のスコアボード改修およびトイレ棟の整備・改修を行う。令和5年度以降は第一野球場のスタンド改修等を実施予定である。

《スケジュール》

R4 第一野球場スコアボード改修、 トイレ棟整備・改修

R5~ 第一野球場スタンド改修、 第2野球場スコアボード改修等



第一野球場スコアボード (現況)

#### ②尼崎の森中央緑地

令和4年度は屋内プールの水銀灯照明の LED 化および老朽化しているスケート場冷却 装置の更新を行う。令和5年度以降は空調設 備の改修等を実施予定である。

《スケジュール》

R4 屋内プール照明 LED 化、 スケート場冷却装置更新

R5~ 空調設備更新等



屋内プール

# Topic

# 県立都市公園の新たな活用

#### ●事業概要

万博に向けた新たな誘客を図るため、民間の優れたノウハウやアイデアを取り入れ、公園施設のリニューアルや新たな使い方、パッケージ事業の造成等、一層の魅力向上や活性化に取り組む

#### ●舞子公園の魅力と新たな活用策

本四高速株式会社と連携し、明石海峡大橋主塔からの早朝の絶景や舞子公園の歴史的建造物群、あわじグリーン館貸切でイルミネーションを堪能できるツアーを実施した。

#### 【明石海峡周遊ツアー】

#### あわじグリーン館(貸切) イルミネーションツアー

イルミネーションで彩られ た館内を参加者のために貸 し切り、専門ガイド付きで館 内を案内。



あわじグリーン館

#### グランドニッコー淡路 食事&宿泊

淡路島のリゾートホテルに宿泊 し高層階から景色を楽しむこと ができ、ご当地食材を使用した 夕食を堪能。



グランドニッコー淡路

#### 早朝の明石海峡大橋 登頂体験ツアー

一般では立ち入ることが不可能な管理用通路を通り、明石海峡大橋の主塔に登頂し地上300mからの景色を体感。



明石海峡大橋主塔ツアー

#### ●三木総合防災公園での社会実験

災害時における広域防災拠点の機能として整備された林間広場の芝生地や炊事棟等を平時に有効活用し、公園利用者の更なる利便性の向上やにぎわいを創出するため、デイキャンプ事業を社会実験として実施した。

・実施期間:令和4年8月11日~9月11日の土曜、日曜、祝日 (延べ11日間)

・利用人数:52組 264人 【利用者アンケート結果】

「また利用したいか」という問いには回答者全員が利用したいと答え、今回の事業に対する満足度の高さがうかがえる。その他回答では、宿泊やオートキャンプの希望もあり、今後更なる活用方法を検討していく必要がある。



林間広場の芝生地



バーベキューの様子

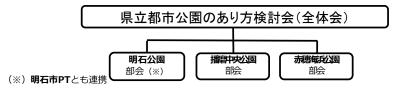


# 県立都市公園のあり方検討会

#### 設置体制

県立都市公園の「自然環境保全のあり方」や「活性化のあり方」について、地域住民や自治体、有識者など幅広い関係者の意見を踏まえて検討を行う「あり方検討会」を設置した。県立都市公園全体の議論を行う全体会の下、公園毎に部会を設ける。

※令和4年度は、明石公園など3公園に部会を設置



#### 2 検討テーマ

全体会の中で、「自然環境保全のあり方」、「活性化のあり方」における課題についての議論を踏まえ、各公園の部会で以下の点について具体的に検討を進める。

# (1) 自然環境保全のあり方

- ①利活用するゾーンと保全するゾーンを定めるゾーニングの設定
- ②樹木管理計画を策定する場の合意形成のルールの作成
- ③樹木を伐採する時の情報発信と意見聴取のルールの設定

#### (2) 活性化のあり方

- ①管理運営協議会等の設置拡充や利用者等の更なる参画を促す仕組みの設定
- ②「新たなパークマネジメント手法(※)」の導入に関する県民への情報発信や意見 聴取のルールの設定

※長期指定管理、Park-PFI等の民間活力を導入した新たな公園管理の手法

③施設の新設や改廃等の合意形成ルールの作成

#### 3 スケジュール

- ・全体会は年4回を予定し、3月に最終報告を予定
- ・部会は、明石公園部会を先行
- ・赤穂海浜公園部会、播磨中央公園部会で今後、同様の検討を行う



# 4 明石公園部会

自然環境保全や施設改修等について、これまで6回開催。利用者からのヒアリングや現地調査を行い、陸上競技場、第一野球球場の改修方針や子どもの村の遊具更新について、了承を得た。

# <検討の状況>

口	日付	検 討 内 容	Ī
第1回	7月15日	・これまでの明石公園での県の取組みや課題を説明	Ī
第2回	8月9日	・「自然環境保全のあり方」について検討【継続議論】	Ī
第3回	8月17日	・公開ヒアリング(陸上競技場、第一野球場の改修、子どもの村のインクルーシブ遊具の整備)	Ī
第4回	9月13日	・陸上競技場、第一野球場の改修の方針について、部会として了承 ・インクルーシブ遊具の整備について、現地での視察を踏まえ、継続議論	_
第5回	9月15日	• 現地視察	1
第6回	10月6日	・公園内のインクルーシブ遊具の整備方針について、部会として了承	Ī
		・公開ヒアリング (自然環境保全)	

# <主な意見>

- ・歴史・文化、スポーツ、自然環境など多様な価値のバランスが重要
- ・樹木のほかに、鳥や昆虫等も自然環境の保全対象に追加すべき
- ・様々な利用者との合意形成や情報発信を丁寧に実施する必要がある







[会合の様子]

「現地視察の様子〕

[公開ヒアリングの様子]

# <陸上競技場、第一野球場の改修方針>

- ・陸上競技場は第3種公認を維持できるよう日本陸連の指導を受け、令和5年度下半期 にトラック舗装改修工事を行う
- ・第一野球場は今年度に改修設計に着手し、令和5年度から強度不足のスタンド上部の 補強工事、外壁コンクリートの剥落対策を先行して行う

# 4 国営明石海峡公園 [事業主体] 国土交通省近畿地方整備局(国営明石海峡公園事務所)

# (1) 整備の概要

国営明石海峡公園は、「自然と人との共生、人と人 との交流」を基本テーマとした近畿圏の大規模公園 で、明石海峡を挟んで淡路地区と神戸地区で構成さ れている(図-6)。

淡路地区は、「海辺の園遊空間」をコンセプトに、 大規模な土取り場跡地の自然を回復し、国際的でリ ゾート感あふれる海辺の園遊空間となる公園とし て整備が進められている。また、海岸ゾーンにおい て全国の国営公園で初の Park-PFI 事業の計画が認 定され、令和4年度には、海辺の展望を活かした「食 と健康」をテーマとした温浴施設・プールやカフェ、 地元食材を活かしたレストラン等が民間事業者に より整備された。

神戸地区は、土地の歴史・文化を含めた自然環境 を保全し、大都市近郊で里地里山文化を体験できる 公園として整備が進められている。

図 - 6 全体位置図



Park-PFI 事業「アクアイグニス淡路島」

表一7 全体計画

	計画面積	開園面積	当 初開園日	事業費 (百万円)		
				全 体	H5∼R3	R4
淡路地区	96. 1ha	40. 4ha	H14. 3. 21	45, 200	39, 300	552
神戸地区	233. 9ha	46. 2ha	H28. 5. 28	50,600	44, 422	211
計	330. 0ha	86. 6ha		95, 800	83, 722	763

#### (2) 令和4年度の整備内容

ア 淡路地区 海岸ゾーン シースケープ・フィールドエリア施設整備 (トイレ・ゲート棟建築工事/園路整備)

イ 神戸地区 棚田ゾーン 茅葺屋根防火対策、法面安全対策

表-8 利用者数の状況

(単位:万人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	Н30	R元	R2	R3
淡路地区	47	39	54	84	49	51	47	50	27	41
神戸地区	1	1	I	ı	4	4	4	5	3	5

#### (3) 管理運営の概要

国営明石海峡公園は、令和2年2月1日~令和6年1月31日の4年間、(公財)兵庫県園芸・公園協会と(公財)神戸市公園緑化協会、(一社)神戸市造園協力会の共同体が管理運営しており、淡路地区と神戸地区を連携させた一体的な広報や魅力的なイベントの開催を行っている。

# 5 県立淡路景観園芸学校

全国初の「景観園芸」に関する教育研究機関として、平成11年4月に開校。花と緑によるゆとりや潤いのある美しい環境を創造する緑や自然を活かした地域づくりを担う人材を輩出し、景観園芸に関する知識・技術を蓄積、普及を図り、人と自然が共生する安全かつ快適なまちづくりと自然と調和した県土作りに寄与している



県立淡路景観園芸学校全景

# (1) 教育の内容

## ア 人材養成

景観園芸専門課程(兵庫県立大学大学院・緑環境景観マネジメント研究科)や園芸療法課程、景観園芸専門研修を設け、花と緑への精通、人のこころを豊かにする空間のデザインや快適な環境の創造、花と緑の健康増進への活用を担う人材を養成している。(表-9)

表-9 各課程・研修の内容

	景観園芸専門課程	園芸療法課程	景観園芸専門研修
入 学 資 格	大学卒業者 (新卒者、社会人)	大学卒業者、園芸・造園関連の 短大・専門学校卒業者、医療・ 福祉関連国家資格取得者	社会人、大学院生
定員期間	20 人 2 年間(全寮制)	全寮制 15 人 1 年間 通学制 10 人 2 年間	5人 1年間(1月~)
修 了 生 数	400 人	258 人	103 人
進路動向	公務員 98 人、外郭団体・園 芸関係企業 88 人、造園等建 設業 84 人、造園等コンサル タント 57 人、資材メーカー 13 人、進学・留学等 60 人	公務員 22 人、医療施設 46 人、 高齢者福祉施設 66 人、サービ ス業 37 人、障害者施設 14 人、 造園・園芸関係 14 人、進学・ 自営等 59 人	研修後は、在籍する企業や大学等で景観園芸の専門家として活躍

#### イ 生涯学習(まちづくりガーデナーコース)

広く県民を対象に講義や実技体験を通して、積極的に地域づくりに参加し、こころを育むための多彩なプログラムを実施している。修了生は、ボランティアリーダーとして地域で花と緑のまちづくり・地域づくり活動を先導しているほか、NPO法人アルファグリーンネットの会員として、普及活動や調査研究活動に取り組んでいる。(表-10)



本科コースでの植え付け作業

#### 表-10 まちづくりガーデナーコースの内容

	本科コース	マスターコース	テーマコース
内 容	基礎的・実際的な知識	より専門的な知識・技	特定のテーマに特化
	や技術の習得	能の習得	し、より深く習得
定 員期 間	40 人 前期 15 日	40 人 前期 15 日	10~20 人
	40 人 後期 15 日	40 人 後期 15 日	延べ1日~4日
修了生数	2,817 人	221 人	2,654 人

# (2) 園芸療法定着促進事業

園芸療法の普及と定着を進めるため、県内の医療・福祉施設へ兵庫県園芸療法士を派遣する「園芸療法定着促進事業」などを実施している。

また、民間企業と連携し、車椅子のまま作業ができる形状の木質プランターと、軽く、手が汚れにくい衛生的な植栽基盤である木質繊維(DWファイバー)を、試験的に無償で県内の医療・福祉施設へ貸し付け



DWファイバーを使用した園芸療法の様子

るなど、園芸療法の普及拡大に向けた取組を行っている。

このほか、園芸療法の普及促進を目的として園芸療法課程の修了生から編成されるパークキャラバン隊により、園芸療法を活用したコロナ対策ストレス軽減事業を実施し、園芸療法及び園芸療法課程を PR した。

#### パークキャラバン隊の講座(あわじグリーン館・舞子公園)







温室内散策

創作活動

創作した花マンダラ

# (3) 国際交流事業

# ア ランドスケープの新潮流セミナー

世界との交流、地域と協働する学校を標榜し、米国ワシントン大学教授など、 国内外の第一線で活躍する講師を招きセミナーを開催している。(表-11)

令和4年度は前年度に引き続き国際セミナー等をWEBで開催し、東アジアの国々におけるランドスケープとSDGsに関する現状と課題や、農業景観と観光との関係などについて、現地の学識者と本校教員による情報提供・意見交換を行うことを予定している。

表-11 新潮流セミナーの開催状況

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回数	8回	4回	3回(予定)
テーマ	・ウィス、&アフターコロナにおける ランドスケープのあり方 ・地域が支える農業 ほか	・ケニアのランドスケープから豊か さを再考する ・世界から発信するポストコロ ナのランドスケープ ほか	・農業景観と地域観光 (台湾と淡路島) ・韓国での SDGs の現状と 課題 (予定) ・中国での農業景観と観光 (仮)
開催方式 (場所)	WEB(zoomによる 遠隔講座)	WEB (zoom による 遠隔講座)	WEB(zoom による 遠隔講座)
参加者数	716人	471人	各回 100 人(見込)

# イ 学術交流

- ① 海外の教育機関との人的交流
  - 海外の多くの教育研究機関等から積極的に客員教員を迎えており、公開講座 を含めた国際的な学術交流を行っている。
- ② 国立台湾大学等との交流

国立台湾大学と締結した「学術交流及び連携に関する協定」を活用し、フィールドトリップ事業を実施した宜蘭地区を含む台湾の農業景観の実際と SDGs との関連などを相互に報告する Web セミナーを開催し(11月)、今後の人的交流や相互訪問、共同研究導入推進等につなげる取り組みを行う。

# (4) 地域貢献と情報発信

#### ア シロチドリの保護活動を通じた海岸保全プロジェクトの実施

近年、海岸の砂浜や海浜植物の減少などの環境変化に伴い、「浜千鳥」の名で親しまれるシロチドリの生息数の減少(環境省カテゴリ:絶滅危惧 II 類、兵庫県 RDB: Aランク)が課題となっている。

そのため、シロチドリの生息環境を保全する ことで海岸の環境保全につなげることを目的と して、学生が発起人となり地域住民主体の団体 「淡路島ちどり隊」を結成した。現在、この団



淡路島に生息するシロチドリ

体が参加者を募り、海岸のゴミ拾い等清掃活動を実施するとともに、生態調査や 環境教育などの活動を実施している。

#### イ 循環型緑地管理手法としてのヤギ除草導入の実証実験と普及啓発

近年、緑地の維持管理の省力化を図ることができるヤギ除草に注目が集まっている。環境負荷を与えない除草方法としてSDGs 推進の観点から評価されるとともに、景観や癒やし、環境教育という観点からも評価されている。

淡路景観園芸学校では、令和元年度より 学内においてヤギ除草の実証実験を進め、 その研究成果を活かし、令和2年度より一 般県民や緑地管理者を対象にヤギ除草実践



丹波並木道中央公園での実施状況

講座を実施し、ヤギ除草普及に向けた情報共有のためのネットワーク形成を行っている。

# ウ 特定外来植物駆除活動や啓発

淡路島内のため池において、水田耕作や 生態系への悪影響が懸念されている特定外 来植物「ナガエツルノゲイトウ」の駆除作業 に、教員や学生が参加・協力している。

さらに、一般県民を対象とした外来植物問題啓発のため、毒性が高く畜産業への影響が懸念される「ナルトサワギク」駆除啓発セミナーを実施している。



ナガエツルノゲイトウの駆除作業

# エ マイクロプラスチック問題の啓発

生物への悪影響が懸念され世界的な課題となっている「マイクロプラスチック問題」の啓発のため、淡路島内の小学校や図書館などでワークショップを展開している。ワークショップでは、淡路島内の砂浜からマイクロプラスチックを採取する体験や、プラスチックを再利用したキーホルダー作りを通じて、海の環境やゴミ問題に対する理解を深めている。



ワークショップのチラシ

#### オ 産学連携の取組

令和4年3月、淡路景観園芸学校と県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科、阪神園芸株式会社の3者で、阪神百貨店ビルをフィールドに、壁面緑化、屋上緑化など高層ビルにおける緑の活用に関する学術研究、実証実験、さらに学校教育の場として様々なプログラムの開発・運営を行う産学連携協定を締結した。



みどりのコンシェルジュ STATION

大阪駅前にある阪神百貨店ビル1階において「みどりのコンシェルジュ STATION」の運用を開始し、淡路景観園芸学校が研究に係わった当ビルの壁面緑 化・屋上ガーデンの施工メイキング動画を常時放映するなど、学校の取組や研究 成果等についての情報発信の場としている。

また、阪神園芸株式会社と共催で、オフィスワーカーに植物・みどりに触れる機会を提供し、製作体験、管理育成のプロセスを通して緑・植物への関心を拡げることを目的として、「苔テラリウム講座」を開催し、人気を博するなど、産学連携事業に取り組んでいる。

#### カ 施設の有効活用

淡路景観園芸学校の魅力的な自然環境や建物の有効活用策として、映画やテレビ、CMなどのロケ地誘致について、全国ロケ地フェアへの情報提供を行うとともに、ひょうご観光本部や淡路島フィルムコミッションと連携して取り組んでいる。

また、ひょうごロケ地支援Netの協力のもと、ジャパンフィルムコミッション(JFC)のホームページに写真を掲載し、情報発信の強化を図っており、テレビ局からロケ地のオファーを受けるなど、取組を進めている。